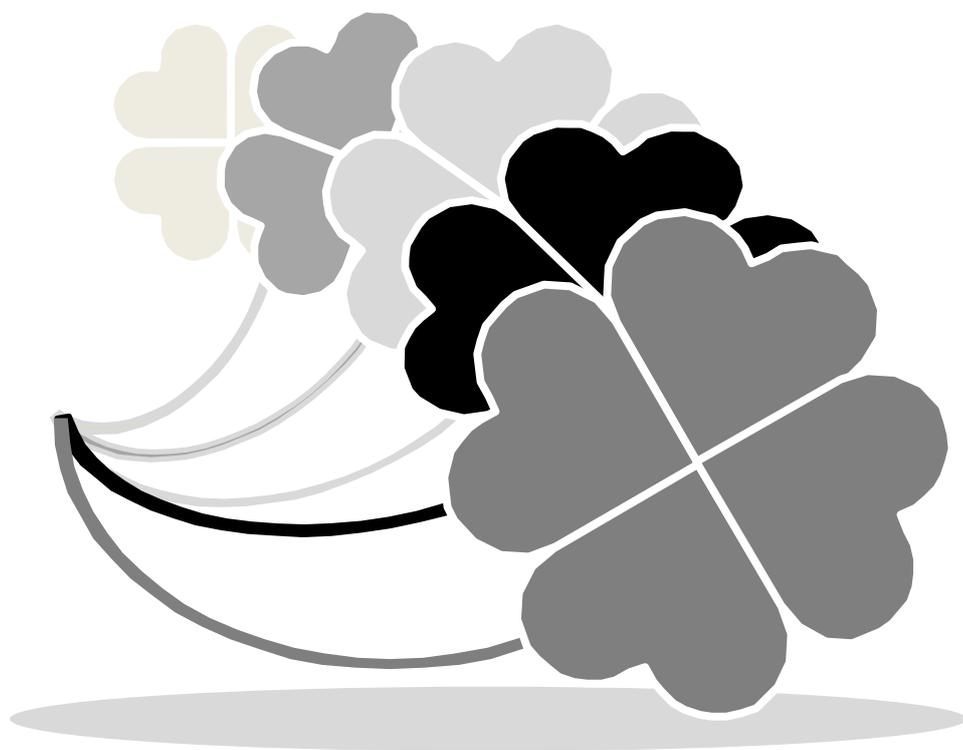


第7期豊中市障害福祉計画 第3期豊中市障害児福祉計画

～互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち～



令和6年(2024年)3月

豊中市

『第7期豊中市障害福祉計画・ 第3期豊中市障害児福祉計画』 の策定にあたって

豊中市長 長内 繁樹



本市では、令和3年（2021年）2月に『豊中市第五次障害者長期計画』の実施計画の位置付けである『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』を策定しました。計画に基づき障害者相談支援センターを市内7圏域に設置する等、相談支援体制の充実をはじめとした様々な取組みを実施し、障害福祉行政の充実、推進に努めてまいりました。

今回の『第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画』は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間として策定します。成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築」の7項目を設定し、その実現に向けた取組みを進めてまいります。

これらの施策を通じ、障害者及び障害児施策をさらに充実させ、地域で安心して生活できるまちづくりを進めてまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました豊中市障害者施策推進協議会委員及び豊中市障害者自立支援協議会構成機関の皆さま並びに市民意識調査やパブリックコメント等に貴重なご意見をいただきました皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

目次

第1章 計画の基本方向	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと対象・期間	3
3 計画の基本的な考え方	6
第2章 障害のある人を取り巻く状況	9
1 障害のある人の状況	9
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況	23
3 市民の意識	27
4 今後の施策推進に向けた課題	42
第3章 成果目標と達成に向けた取組み	45
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策	55
1 障害福祉サービス等の見込量	55
2 第3期豊中市障害者グループホーム整備方針	99
第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策	103
1 障害児通所支援等の見込量	103
2 主な子育て支援サービス	111
第6章 計画の推進に向けて	113
1 計画の推進体制と進行管理	113
2 計画の推進に関連する事業	115
参考資料	119
1 策定体制	119
2 計画の策定経過	125

第1章 計画の基本方向

1 計画策定の背景と目的

近年、多様性を認め合う社会をめざして様々な取組みが進められている中で、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

豊中市においては、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を示す「障害者長期計画」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」を基本理念に、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると次のとおりとなります。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
(令和3年度(2021年度))
医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進などが規定されました。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
(令和3年度(2021年度))
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(重層的支援体制の整備)について規定されました。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行
(令和4年度(2022年度))
障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。

- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和6年度(2024年度)施行予定）

努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化され、障害者への差別の解消と理解促進に向けて更なる周知啓発や相談等の体制整備の取組みの促進が必要となりました。

- 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6年(2024年)4月施行予定）

障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組みの一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入れと軽度障害者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進などが盛り込まれました。

社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障害のある人本人や家族の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある人に対する支援の充実、難病のある人など様々な障害のある人とその家族への支援の強化が求められています。

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組みの方向性が示されました。

このたび、「第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により「第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策を定めるものです。

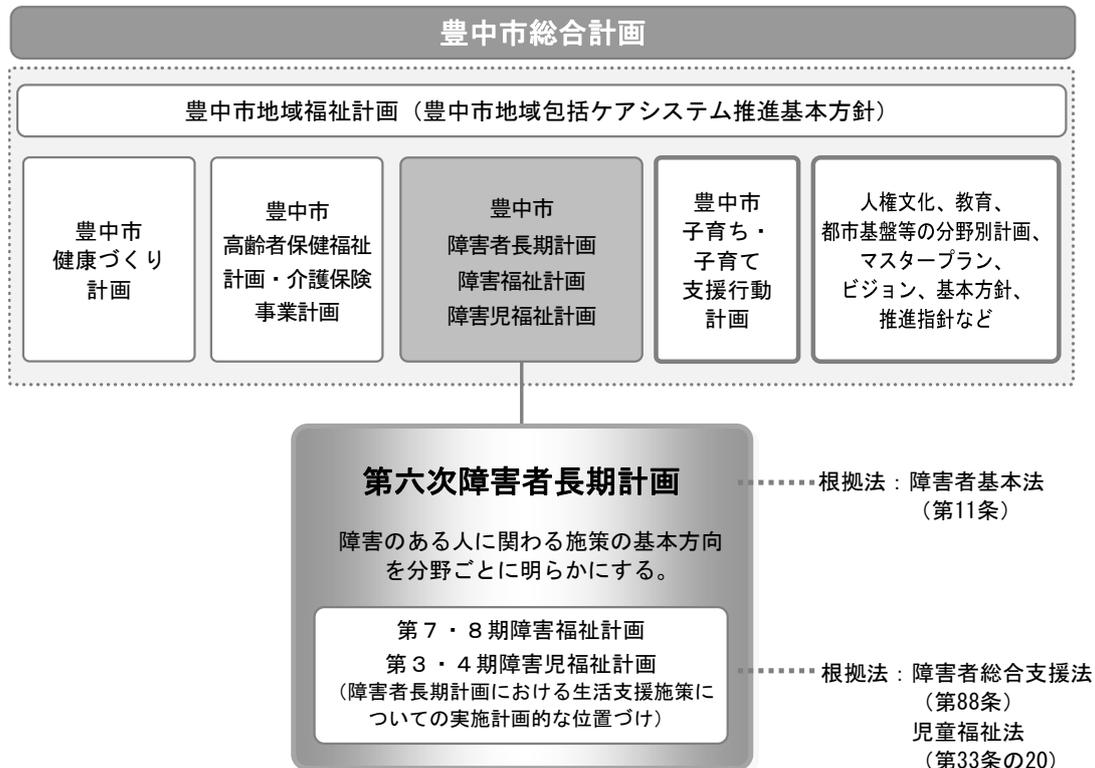
2 計画の位置づけと対象・期間

(1) 計画の位置づけ

「第7期豊中市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「第3期豊中市障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市では障害児・者の支援において、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組みを一層進めるため、「豊中市障害福祉計画」と「豊中市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

また、本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）、大阪府の「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の基本的な考え方」という。）の内容をふまえるとともに、豊中市のまちづくりの基本方針である「豊中市総合計画」、「豊中市地域福祉計画」（「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を含む）、「豊中市障害者長期計画」等の上位計画、及び他の関連計画との整合を図り策定します。

本計画の位置づけ



(2) 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとします。

また、「障害児・者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすもので、障害者手帳の所持者には限りません（個々のサービスを見た場合には、一定等級以上の障害者手帳の所持を求めるものもあります）。

また、行政施策上の対象としての「難病」は、難病の患者に対する医療等に関する法律により、①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものと定義づけられています。

本計画では、国の法令の考え方に沿って、難病のある人についても「障害児・者（障害のある人）」に含まれるものととらえ、市民意識調査結果の個別属性に関する部分や難病のある人に対象を限定した施策・事業などを除いて、「障害のある人」に文中の表現を統一しています。

*** 豊中市における「障害」の表記について ***

豊中市の障害者施策に関わる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉に関わる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部（現、障害者施策推進連絡会議）、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成21年(2009年)12月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、豊中市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

各計画の期間

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合計画	第4次豊中市総合計画				第5次	
地域福祉計画	第5期地域福祉計画					
子育て・子育て支援行動計画	第2期	第3期子育て・子育て支援行動計画				
障害者長期計画	第六次障害者長期計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

3 計画の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針や府の基本的な考え方をふまえるとともに、本市の障害者施策の基本方向を示す計画である『豊中市第六次障害者長期計画』で掲げている基本理念、施策の基本目標などの実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

第六次障害者長期計画の基本理念

互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち

施策の基本目標（抜粋）

1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

障害のある人もない人も、みんなが地域社会を構成する一員として尊重され、障害を理由とする差別や障害に対する偏見のないまちをつくるため、相談支援体制の充実や権利擁護の推進、障害者差別解消法に基づく取組みを進めます。

2 多様な選択ができ、自分らしく輝くための自立と社会参加

障害のある人が当たり前に分らしい生活を主体的に選択、決定し、地域社会の中で質の高い生活を送り、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくるため、障害のある人があらゆる場面で自分らしく輝くことを目的に、主体的な社会参加の仕組みを推進します。

3 みんなで支えあい、安心して暮らせる地域づくり

障害の有無に関わらず、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくるため、健康な地域生活を支える保健・医療、安全で安心な生活環境を整えるとともに、地域生活を支えるフォーマル・インフォーマルによる多様な制度・サービスを活用し、生活基盤やサービスの一層の充実を図ります。

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の9分野に関わる施策内容を含んでいます。





第2章 障害のある人を取り巻く状況

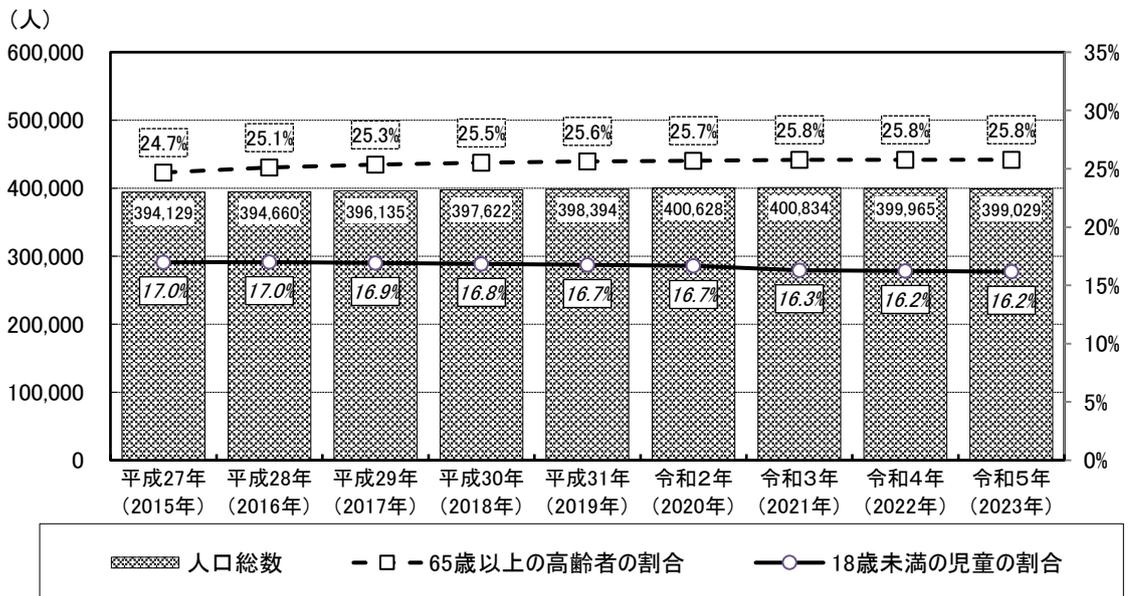
1 障害のある人の状況

(1) 総人口と高齢化等の状況

豊中市の総人口は、令和5年(2023年)4月現在399,029人(推計人口)で、令和3年(2021年)から少しずつ減少しています。

また、年齢別人口構成については、令和5年(2023年)4月現在、65歳以上の高齢者の割合が25.8%、18歳未満の児童の割合が16.2%(住民基本台帳人口)となっています。

人口総数と年齢別構成の推移



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく各年4月1日現在の推計人口。

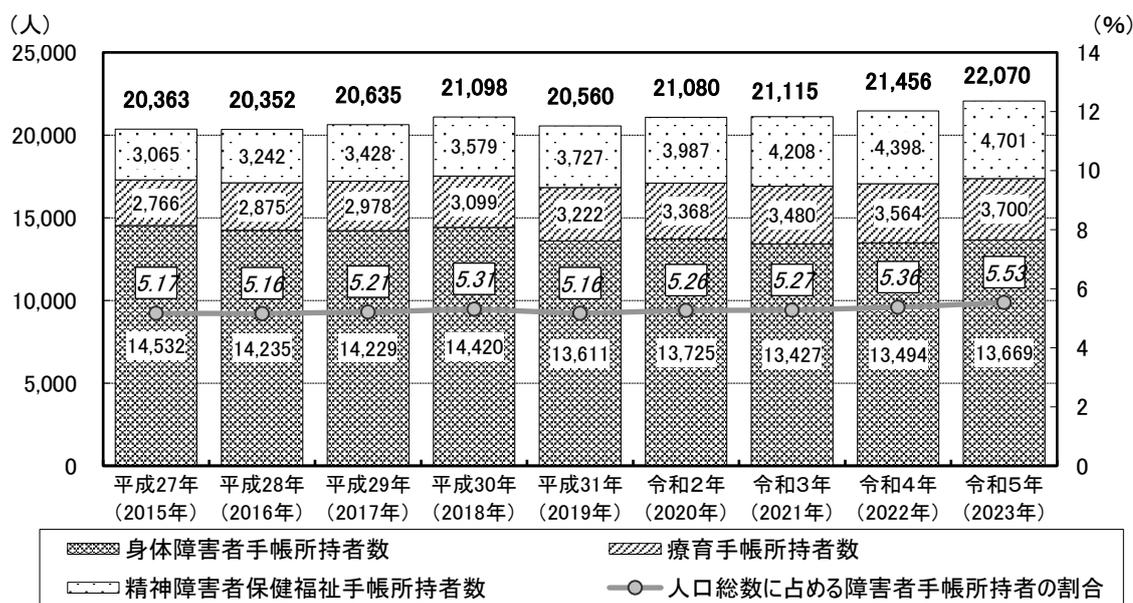
※65歳以上の高齢者の割合及び18歳未満の児童の割合は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年(2023年)3月末現在で22,070人(各障害者手帳を重複して所持している人がいるため、延べ人数となります)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.53%となっています。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、各年3月末現在。

※人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。なお、本指標は国勢調査実施後に補正される可能性があります。

(ア) 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で13,669人となっています。障害の種類別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、内部障害については長期的にみると増加傾向にあります。

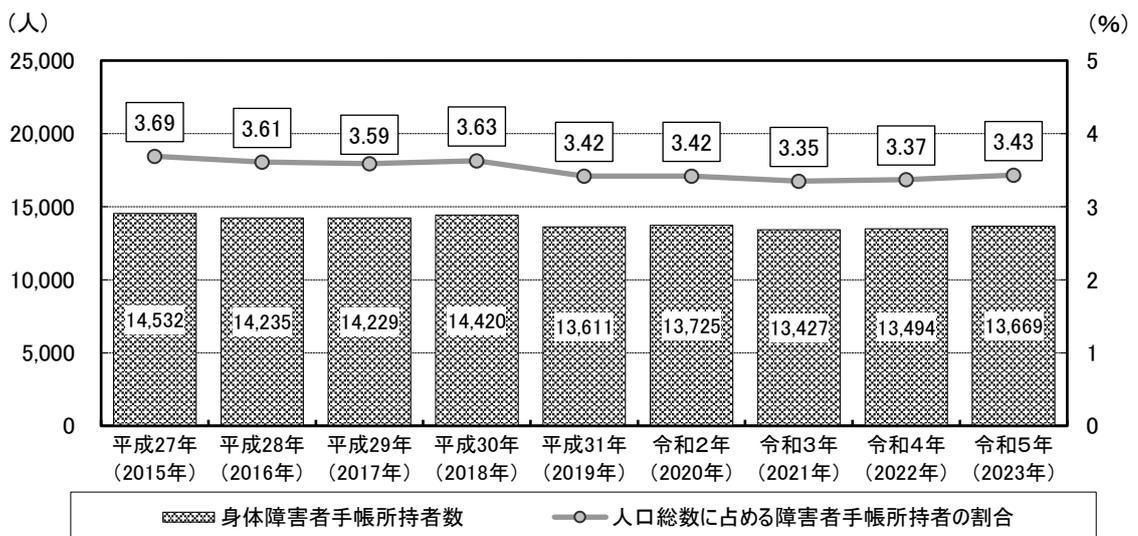
年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の2.0%にとどまり、65歳以上の人が74.7%となっています。

障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数(人)

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成27年(2015年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成28年(2016年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成29年(2017年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
平成30年(2018年)	14,420	847	1,073	275	7,902	4,323
平成31年(2019年)	13,611	823	1,017	252	7,357	4,162
令和2年(2020年)	13,725	841	1,031	259	7,301	4,293
令和3年(2021年)	13,427	837	1,031	250	7,043	4,266
令和4年(2022年)	13,494	834	1,044	250	7,003	4,363
令和5年(2023年)	13,669	844	1,058	256	7,023	4,488
0～17歳	267	8	28	1	174	56
18～39歳	557	44	38	11	328	136
40～64歳	2,639	161	143	141	1,407	787
65歳以上	10,206	631	849	103	5,114	3,509

※各年3月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める身体障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。なお、本指標は国勢調査実施後に補正される可能性があります。

(イ) 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で3,700人と増加傾向にあります。障害程度別では、重度であるAが全体の43.1%を占めており、各等級とも近年大きく増加しています。

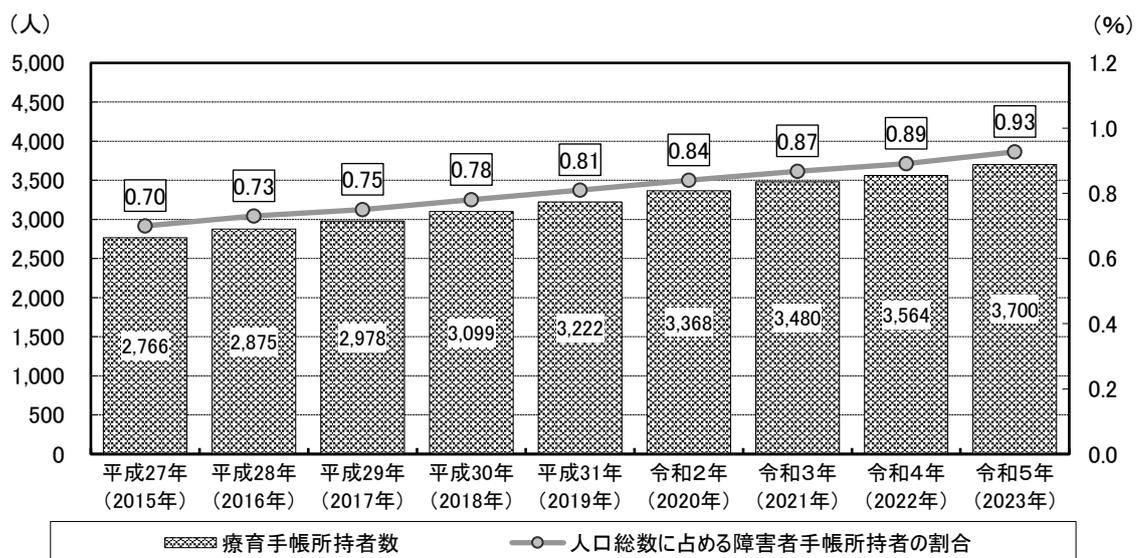
年齢別には、18歳未満の人が48.0%、18歳以上の人が52.0%となっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B 1	B 2
平成27年(2015年)	2,766	1,386	600	780
平成28年(2016年)	2,875	1,416	600	859
平成29年(2017年)	2,978	1,428	625	925
平成30年(2018年)	3,099	1,456	643	1,000
平成31年(2019年)	3,222	1,492	667	1,063
令和2年(2020年)	3,368	1,521	691	1,156
令和3年(2021年)	3,480	1,541	720	1,219
令和4年(2022年)	3,564	1,562	734	1,268
令和5年(2023年)	3,700	1,596	768	1,336
0～17歳	1,775	648	354	773
18～39歳	1,003	417	200	386
40～64歳	774	446	166	162
65歳以上	148	85	48	15

※各年3月末現在

療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める療育手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。なお、本指標は国勢調査実施後に補正される可能性があります。

(ウ) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で4,701人と増加傾向にあります。障害等級別にみると、2級、3級所持者が近年大きく増加する一方、1級所持者は横ばい状況にあります。

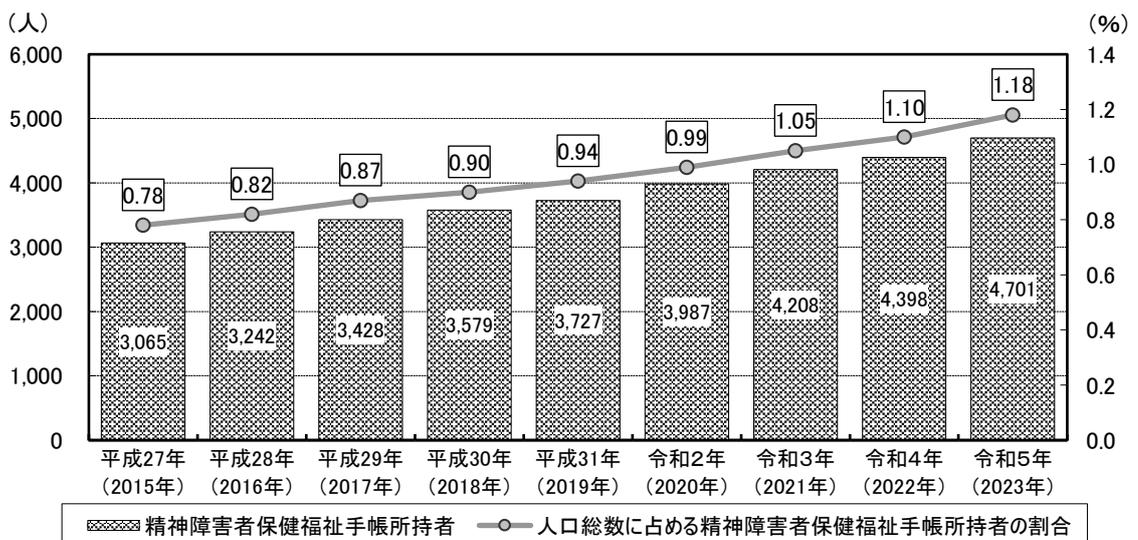
また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和5年(2023年)3月末現在で8,366人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

単位：人	総数	1級	2級	3級
平成27年(2015年)	3,065	362	2,102	601
平成28年(2016年)	3,242	319	2,223	700
平成29年(2017年)	3,428	317	2,296	815
平成30年(2018年)	3,579	292	2,379	908
平成31年(2019年)	3,727	286	2,359	1,082
令和2年(2020年)	3,987	291	2,452	1,244
令和3年(2021年)	4,208	299	2,583	1,326
令和4年(2022年)	4,398	281	2,671	1,446
令和5年(2023年)	4,701	299	2,765	1,637
0～17歳	153	4	26	123
18～39歳	1,114	38	537	539
40～64歳	2,658	131	1,692	835
65歳以上	776	126	510	140

※各年3月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。なお、本指標は国勢調査実施後に補正される可能性があります。

自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人	総数
平成27年(2015年)	6,082
平成28年(2016年)	6,591
平成29年(2017年)	6,874
平成30年(2018年)	7,058
平成31年(2019年)	7,442
令和2年(2020年)	7,763
令和3年(2021年)	7,754
令和4年(2022年)	7,758
令和5年(2023年)	8,366
0～17歳	51
18～39歳	2,028
40～64歳	4,610
65歳以上	1,677

※各年3月末現在

(工) 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、平成26年度(2014年度)の3,135件から令和4年(2022年度)の3,914件へ増加傾向にあります。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：人	総数	新規申請	更新申請
平成26年度(2014年度)	3,135	434	2,701
平成27年度(2015年度)	3,371	644	2,727
平成28年度(2016年度)	3,553	598	2,955
平成29年度(2017年度)	3,711	548	3,163
平成30年度(2018年度)	3,528	518	3,010
平成31年度(2019年度)	3,617	539	3,078
令和2年度(2020年度)	641	465	176
令和3年度(2021年度)	3,649	566	3,083
令和4年度(2022年度)	3,914	600	3,314

※各年度3月末現在。

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規+更新申請している場合があるので、受付申請数=患者数ではない。

※令和2年度(2020年度)の更新申請件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年(2020年)4月までに新規申請した人の受給者証の有効期間が1年間自動更新されたことに伴い、令和2年(2020年)5月以降に新規申請した人のみの更新申請件数となっているため、大きく減少している。

(オ) 重症心身障害のある人

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aを併せ持つ人の数は、令和5年(2023年)7月1日現在433人で、18～39歳が38.7%を占めています。

年齢別重症心身障害のある人(人)

【令和4年(2022年)】

	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	24	24	0	0
6～17歳	89	86	0	3
18～39歳	167	152	8	7
40～64歳	136	83	21	32
65歳以上	15	10	2	3
合計	431	355	31	45

※7月1日現在

【令和5年(2023年)】

	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	25	25	0	0
6～17歳	85	81	0	4
18～39歳	167	155	6	6
40～64歳	137	87	18	32
65歳以上	19	11	2	6
合計	433	359	26	48

※7月1日現在

② 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、令和5年(2023年)3月末現在3,065人で、区分1の人を除いて増加傾向にあります。特に精神障害のある人では区分3や区分2の人が大きく増加しています。

障害支援区分認定の状況(人)

【令和3年(2021年)】

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,906	51	513	683	522	433	704
身体障害者	818	22	52	141	95	122	386
知的障害者	1,137	10	114	179	275	267	292
精神障害者	926	17	344	354	150	41	20
難病患者	25	2	3	9	2	3	6

※3月末現在

【令和4年(2022年)】

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,970	37	519	699	543	449	723
身体障害者	822	17	57	132	102	118	396
知的障害者	1,153	7	105	178	284	281	298
精神障害者	970	13	353	379	155	47	23
難病患者	25	0	4	10	2	3	6

※3月末現在

【令和5年(2023年)】

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	3,065	31	535	741	548	453	757
身体障害者	813	12	48	121	101	117	414
知的障害者	1,183	6	103	187	286	288	313
精神障害者	1,041	12	379	422	159	45	24
難病患者	28	1	5	11	2	3	6

※3月末現在

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。

区分1が支援の度合が低く、区分6がもっとも高くなっています。

障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

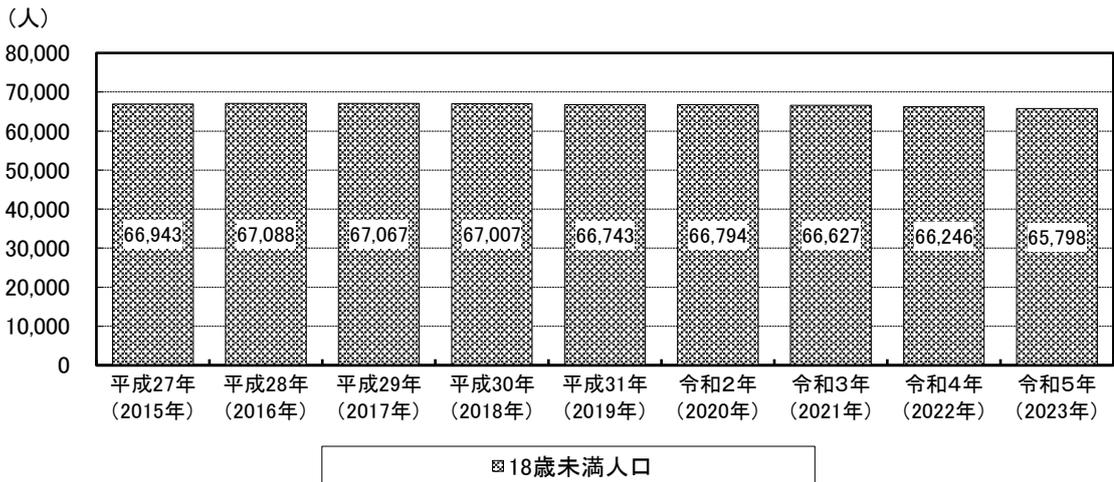
認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。

(3) 障害のある子ども等の状況

① 18歳未満の人口

18歳未満の人口は、令和5年(2023年)4月現在65,798人(住民基本台帳人口)で、近年は緩やかに減少しています。

18歳未満人口の推移

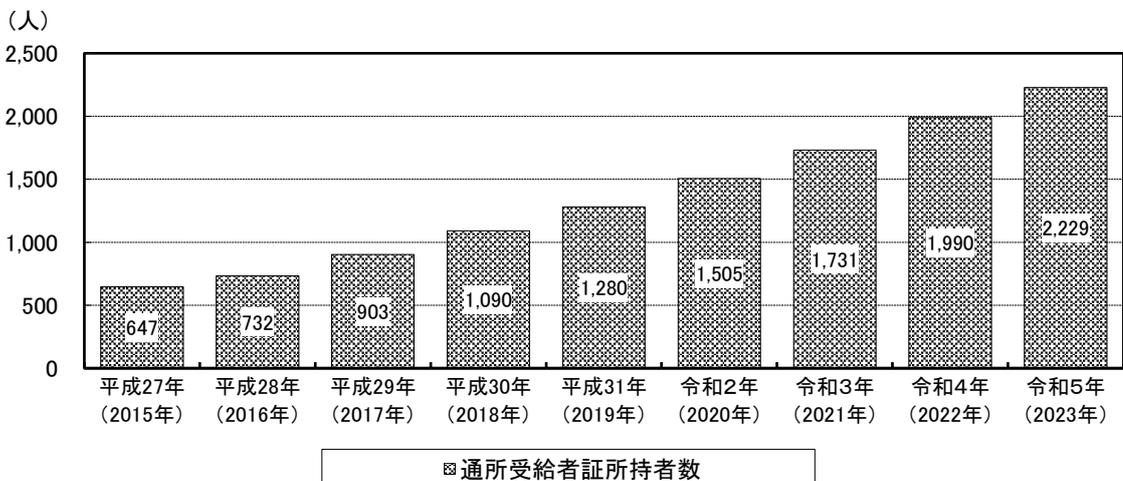


※住民基本台帳登録者数(4月1日現在)

② 通所受給者証所持者数

通所受給者証所持者数は、令和5年(2023年)4月現在2,229人となっており、毎年増加しています。

通所受給者証所持者数の推移

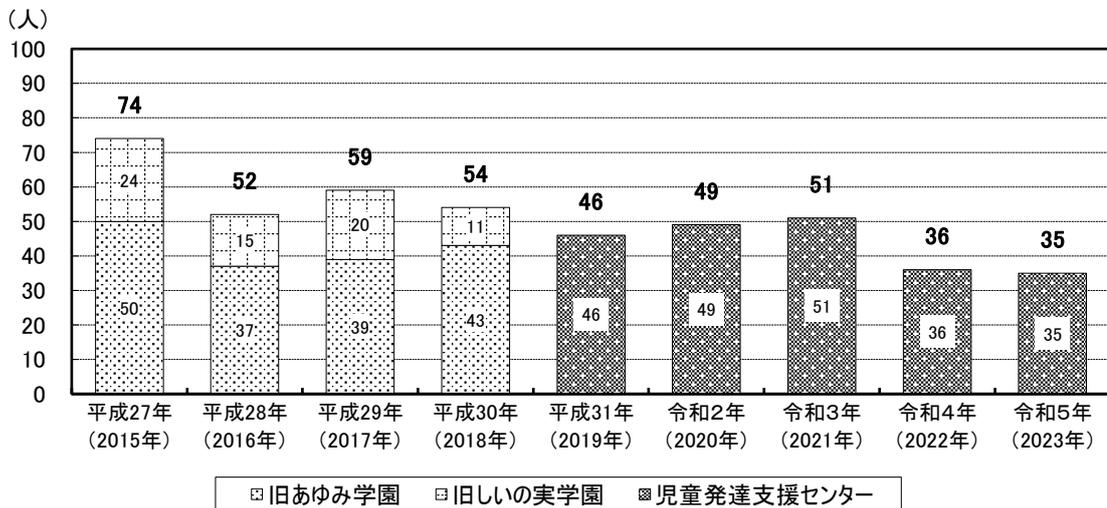


※各年4月1日現在

③ 児童発達支援センター在籍児童数

児童発達支援センターの在籍児童数は、令和5年(2023年)4月現在で35人となっており、長期的にみると減少傾向にあります。

児童発達支援センター在籍児童数の推移



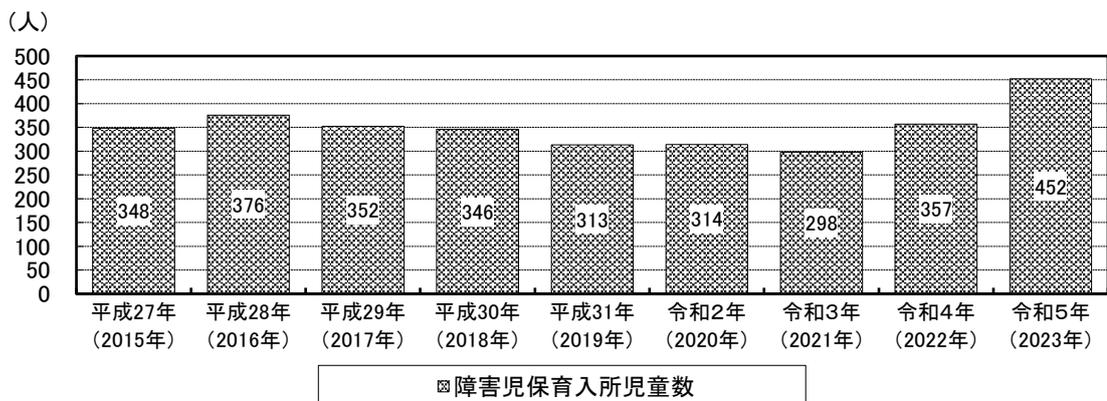
※各年4月1日現在

※児童発達支援センターあゆみ学園と医療型児童発達支援センターしいの実学園は令和元年度(2019年度)に児童発達支援センターに再編。児童発達支援事業あゆみ(単独通所)と児童発達支援センター児童発達支援事業(親子通所)の在籍児童総数。

④ 義務教育就学前施設における障害児保育入所児童数

認定こども園など、義務教育就学前(以下「就学前」とします。)の施設における障害のある入所児童数は、令和5年(2023年)4月現在で452人となっています。

就学前施設における障害児保育入所児童数の推移



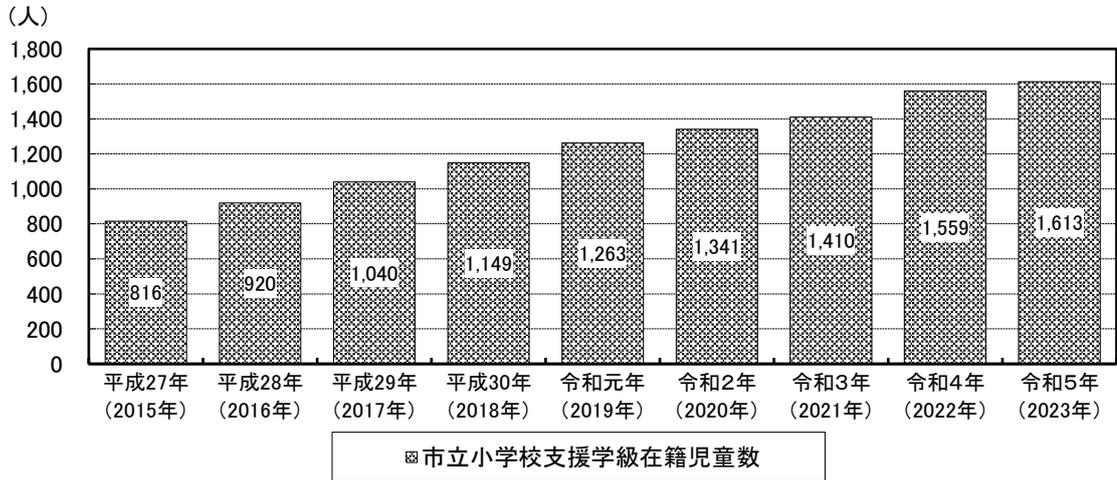
※各年4月1日現在

※公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園(新制度)の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

⑤ 市立小学校における支援学級在籍児童数

市立小学校の支援学級に在籍する児童の人数は、令和5年(2023年)5月現在で1,613人となっており、毎年増加しています。

市立小学校における支援学級在籍児童数の推移



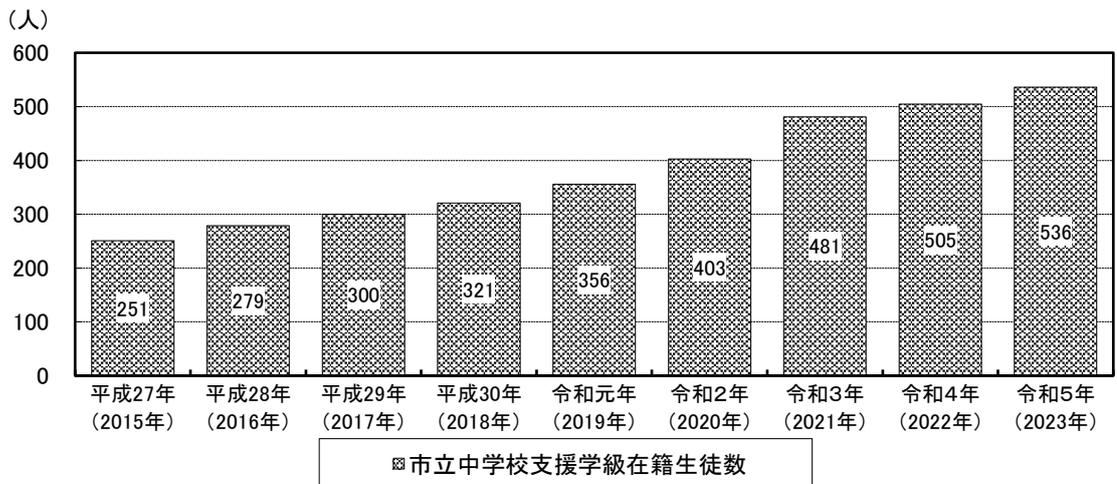
※各年5月1日現在

※令和5年度(2023年度)より義務教育学校が開校。令和5年度(2023年度)の「市立小学校における支援学級在籍児童数」には、義務教育学校前期課程支援学級在籍児童を含む。

⑥ 市立中学校における支援学級在籍生徒数

市立中学校の支援学級に在籍する生徒の人数は、令和5年(2023年)5月現在で536人となっており、毎年増加しています。

市立中学校における支援学級生徒数の推移



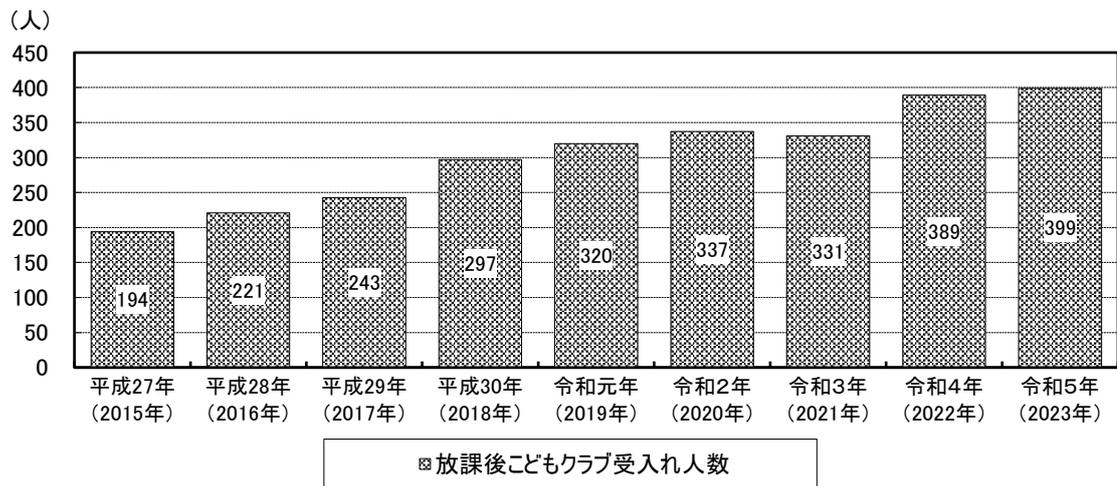
※各年5月1日現在

※令和5年度(2023年度)より義務教育学校が開校。令和5年度(2023年度)の「市立中学校における支援学級在籍生徒数」には、義務教育学校後期課程支援学級在籍生徒を含む。

⑦ 放課後子どもクラブの障害のある児童受入れ人数

放課後子どもクラブ（学童保育）で受け入れている障害のある児童の人数は、令和5年(2023年)5月現在で399人となっています。

放課後子どもクラブの障害児受入れ人数（小学1年生～6年生）の推移



※各年5月1日現在

⑧ 市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、令和5年（2023年）3月に卒業した生徒の進路状況と令和6年（2024年）以降の卒業生見込みは、下表のとおりです。

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況

単位・人	市立中学校 支援学級卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	159	0	0	0
就労	2	1	1	0
就労移行支援	0	4	4	0
就労継続支援A型	0	0	0	0
就労継続支援B型	0	5	5	0
生活介護	0	22	17	5
自立訓練	0	4	4	0
訓練校	0	0	0	0
その他	1	1	1	0
計	162	37	32	5

※令和5年（2023年）3月

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

卒業生見込み

単位：人	市立中学校・ 義務教育学校 後期課程 支援学級	支援学校（高等部）		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和6年（2024年）3月	179	34	28	6（内2医療的ケア有）
令和7年（2025年）3月	162	44	39	5（内3医療的ケア有）
令和8年（2026年）3月	196	58	51	7（内5医療的ケア有）

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

※大阪府立支援学校の通学区域割が令和6年（2024年）4月から変更になることにより、第七中、第十二中、庄内さくら学園校区の高等部1年生は東淀川支援学校に通うこととなる。

(4) とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援センターにおける就労支援事業の実施状況は下表のとおりです。

とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

単位：件		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
新規登録者数	身体	4	5	4	0	2
	知的	18	22	16	19	16
	精神	32	17	27	20	29
	その他	0	0	0	0	0
	計	54	44	47	39	47
職場実習者数	身体	10	5	2	1	2
	知的	29	28	19	30	16
	精神	58	28	25	23	42
	その他	0	0	1	1	1
	計	97	61	47	55	61
就職者数	身体	2	2	7	1	1
	知的	22	25	16	23	20
	精神	28	23	16	20	24
	その他	0	0	0	1	0
	計	52	50	39	45	45
相談支援件数	身体	135	125	132	92	116
	知的	1,671	1,791	1,164	1,416	1,469
	精神	1,171	1,220	1,180	1,196	1,464
	その他	20	0	5	6	6
	計	2,997	3,136	2,481	2,710	3,055

※とよなか障害者就業・生活支援センター資料

※障害のある人の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言・職場実習等のあっせんなど、障害のある人が就職や就職後の職場での安定を図るための必要な支援を行っている。また、雇用・福祉・教育等の各機関と連携しながら、障害者雇用について、事業主に対する相談を行っている。

地域就労支援センター・無料職業紹介事業の実施状況（障害のある人分）

単位：人	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
相談者実人数	159	134	107
就労者数	9	17	28

※豊中市地域就労支援センター・無料職業紹介所資料

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

前計画である第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画で掲げた成果目標と令和4年度(2022年度)時点での実績については、次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行型の入所施設を中心に希望に沿った対応を行っており、移行先としてはグループホームが多くなっています。

施設入所者を対象に実施したアンケート調査の結果では、現在の施設を退所して地域で生活したいと思った経験のある人は16.9%と少ない状況です。施設外の生活への不安感が地域移行につながらない要因の一つであることから、地域資源や利用可能な制度について周知するとともに、ピアサポーターの活用などを通じて地域移行への意欲を向上させる必要があります。また、地域移行を進めた際に市域での支援人材の確保が課題となっています。

	目標値	実績
地域生活への移行者数 (令和元年度(2019年度)末実績との比較)	14人	13人
福祉施設入所者の削減数 (令和元年度(2019年度)末実績との比較)	4人	3人

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりとして協議の場を年2回実施し、関係機関との連携に努めています。市域での社会資源の整備が課題となっており、「ピアサポーターの活用」をはじめ、ネットワークの構築のため必要な対応を進めていく必要があります。

	目標値	実績
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	大阪府提供待ち
精神病床における1年以上長期入院患者数	245人	239人※
精神病床における早期退院率 <精神病床入院後3か月時点退院率> <精神病床入院後6か月時点退院率> <精神病床入院後1年時点退院率>	69% 86% 92%	大阪府提供待ち

※大阪府提供データ（令和3年(2021年)6月末日時点）

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については平成29年(2017年)に整備済ですが、その機能の充実は引き続きの検討課題となっています。このため、自立支援協議会の部会における定期的な議論、短期入所事業所との連携強化などの取組みを引き続き実施する必要があります。また、重度障害のある人など高度な支援スキルを必要とする対象者への支援のあり方について検討を行い、地域生活支援拠点の機能として充実を図れるかどうか検討を進める必要があります。

	目標値	実績
地域生活支援拠点等の確保	1 拠点	1 拠点
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年 1 回	年12回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労へ移行する人の数のうち、就労移行支援事業を利用している人の人数、一般就労後に就労定着支援事業を利用している人の割合が目標値と乖離しています。また、就労継続支援B型事業所における工賃の平均額についても目標値と比べて低くなっています。

このため、連絡会等において、様々な研修会の実施を通じてスキル向上を図るとともに、グループワークなどを通じてネットワークを強化し、専門機関の連携を深め、上記課題の解決につなげていくことが求められます。

	目標値	実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人の数	153人	116人※
<就労移行支援事業>	127人	97人※
<就労継続支援A型事業>	17人	15人※
<就労継続支援B型事業>	9人	3人※
<生活介護・自立訓練>		1人※
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率		
<就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人のうち、就労定着支援事業を利用している人の割合>	7割以上	3.8割
<就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合>	7割以上	6割
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	10,978円	8,462円

※大阪府提供データ（令和3年度(2021年度)）

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターにおいては、保護者支援講座として、子どもの発達特性による行動に困り感を感じている保護者が、グループワークなどを通して子どもの行動のよいところのを見つけ方や、ほめ方などを学ぶペアレント・トレーニングを実施しました。また、通所支援事業所の職員などを対象としたペアレント・トレーニング講師養成講座を実施し、地域における家族支援機能の充実に取り組みました。

保育所等訪問支援を実施する事業所数、件数ともに増加傾向にあり、今後も園や学校における障害児通所支援制度の周知や、受け入れにかかる調整が必要です。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数は目標値を達成していますが、さらなる充足に向けた取り組みが必要です。

医療的ケア児支援の協議の場として、医療的ケア児支援連絡会議を定期的開催するとともに、児童発達支援センターを中心に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関連携を図っています。

	目標値	実績
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築 2 か所以上	5 か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 3 か所以上 放課後等デイサービス 5 か所以上	児童発達支援 4 か所 放課後等デイサービス 6 か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	体制の構築 福祉関係 1 人 医療関係 1 人	設置済 福祉関係 3 人 医療関係 1 人
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	体制の構築	体制の構築

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは設置済で、相談支援機関の後方支援的な役割を担っています。今後は重層的支援体制構築のための体制整備として多機関連携を深めていく必要があります。

目 標	実績
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	体制の確保 基幹相談支援センター設置済

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進するため、職員の研修参加、事業者への実地指導の結果共有等を行っており、指導監査結果の共有については、実地指導による指導監査を実施し、結果共有等を行っています。

目 標	実績
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
報酬の審査体制の強化等	実施
指導権限を有する者との協力連携	実施
適正な指導監査等	実施

3 市民の意識

(1) 市民アンケート調査の主な結果

本計画策定にあたり、計画の基礎資料とするため、市内の障害のある人の状況やニーズの把握を目的に実施した市民アンケート調査の結果については、次のとおりです。

《調査期間及び方法・対象・回収状況》

- 令和4年(2022年)8月、郵送により配布・回収(礼状兼催促1回)
- インターネットによる回答を併用

対象者		対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称
障害のある人	①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者
	②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者
	③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児
④18歳以上の障害のない市民(抽出)		1,000人	427人	42.7%	障害のない市民
⑤障害者支援施設の入所者(全数)		230人	142人	61.7%	施設入所者
⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)		499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童

① 回答者の属性と介助・支援の状況

◆18歳以上の回答者について、主な介助・支援者が65歳以上という人はサービス利用者の35.4%、サービス未利用者の50.0%で、サービス利用者については本人以外の人を介護しているケースが24.8%見られる。

《介助・支援の状況》

- 介助や支援を必要とする人の割合は、障害児の82.9%、通所受給者証を持つ児童の77.8%、サービス利用者の67.6%、サービス未利用者の34.4%となっています。
- 介助・支援者の年齢について、サービス未利用者の50.0%、サービス利用者の35.4%が65歳以上と答えています。また、サービス利用者については、介助・支援者が対象者本人以外も介護をしているケースが24.8%となっています。

② 日中の活動や社会参加の状況と意識

- ◆サービス利用者では通所などで外出する人が最も多くなっている。サービス未利用者については20.7%が何らかの形で働いている。
- ◆夕方・夜間や休日の過ごし方として、一人で行っても安心してくつろげる場、家族や友人と一緒に過ごせる場が求められている。
- ◆各調査とも外出頻度が前回調査より低くなっている。

《昼間の時間の過ごし方》

- サービス利用者では、「障害のある人のための施設で活動している」が46.0%と最も多く、次いで「自宅や入院先の病室で過ごしている」が24.7%となっています。また、サービス未利用者では、「自宅や入院先の病室で過ごしている」が32.6%で最も多くなっています。
- サービス未利用者については、パート・アルバイトなどで働く人が10.5%、正規職員が10.2%など、20.7%が何らかの形で働いています。

《夕方・夜間や休日の過ごし方》

- 18歳以上については、家の中で過ごす人がサービス利用者の69.7%、サービス未利用者の59.8%を占めています。
- 障害児については、家や施設の中で過ごす人が60.7%、放課後等デイサービスなどの通所施設や訓練に通っている人が52.7%となっています。また、通所受給者証を持つ児童では家や施設の中で過ごす人が69.5%、通所施設や訓練に通っている人が69.2%となっています。

《居場所や活動の場として行ってみたいところ》

- 18歳以上では、一人で行っても安心してくつろげる場を希望する人がサービス利用者の51.1%、サービス未利用者で42.1%を占めています。
- 障害児では、「一人で行っても安心してくつろげる場」が56.5%、「家族や友人と一緒に過ごせる場」が54.6%となっています。

③ 働くことに対する意識

- ◆18～39歳のサービス利用者、18～64歳のサービス未利用者で50%以上、15～17歳の障害児の70%以上が就労意向を示す。
- ◆障害があっても働くことができる職場の紹介、経営者や職場の障害理解の促進、就労後のフォローが求められている。

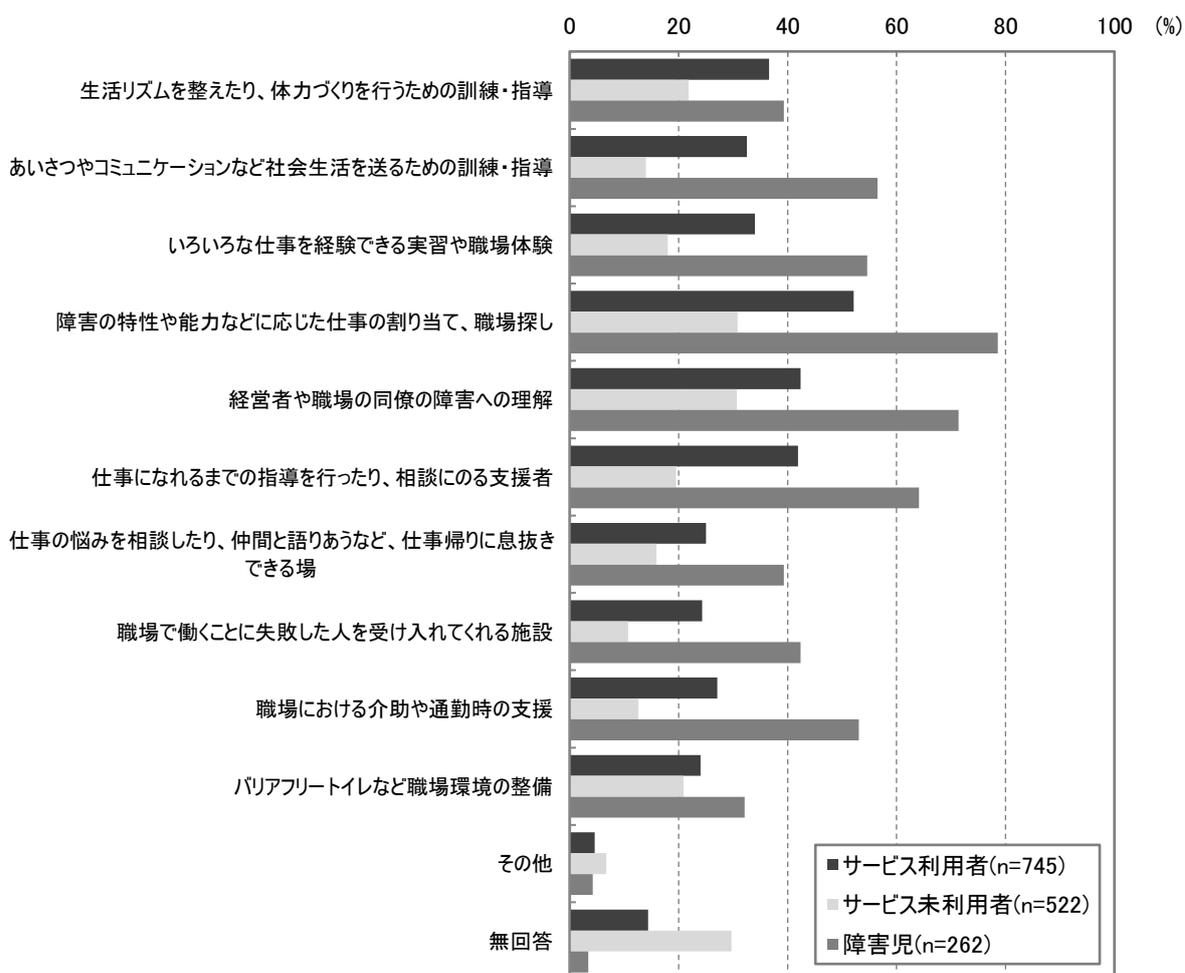
《働くことに関する意向》

- 何らかの形で就労意向を示している人は、サービス利用者の46.9%、サービス未利用者の24.8%、障害児の38.2%がいずれかの形で働く、もしくは生産活動をしたいと考えています。年齢別には、18～39歳のサービス利用者、18～64歳のサービス未利用者のうち50%以上、15～17歳の障害児の73.7%が就労意向を示しています。
- 「障害のある人のための施設で生産活動をしたい」という人はサービス利用者の20.5%、障害児の14.5%、「障害のない人と同じ職場で働きたい」と答えた人はサービス利用者で17.9%、サービス未利用者で14.0%、障害児で19.5%となっています。

《仕事に就くため、働き続けるために必要な支援》

- 障害のある人が仕事に就くために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者とも、「働くことができる職場を探したり、紹介してほしい」が最も多く、次いで「働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい」、「働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい」が多くなっています。
- 障害や発達に課題のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者・障害児とも、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」、「経営者や職場の同僚の障害への理解」が上位にあるとともに、サービス利用者や障害児では「仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者」をあげる人が多く、就労後のフォローが重視されています。また、通所受給者証を持つ児童では、「発達の課題の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が最も多くなっています。

障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援（複数回答）



④ 障害児への支援に関する意識

- ◆主な相談先は、医療機関や学校、児童発達支援センターで、専門的な相談機関の充実、すぐに相談できる体制、わかりやすく具体的な相談対応が望まれている。
- ◆福祉サービス等についての情報提供、通園事業・療育事業の充実、一時的な見守りや介助、発育・発達上の課題の早期発見・診断、学校における支援体制・教育内容の充実、義務教育以降の進路選択に関する支援などが求められている。

《相談の状況》

- 障害児支援に関する主な相談先は、「医療機関（病院・診療所）」や「小学校・中学校・高等学校」、「児童発達支援センター」が50%以上となっています。
- 相談対応に関する希望として、「専門的な相談機関を充実してほしい」や「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が上位を占めています。

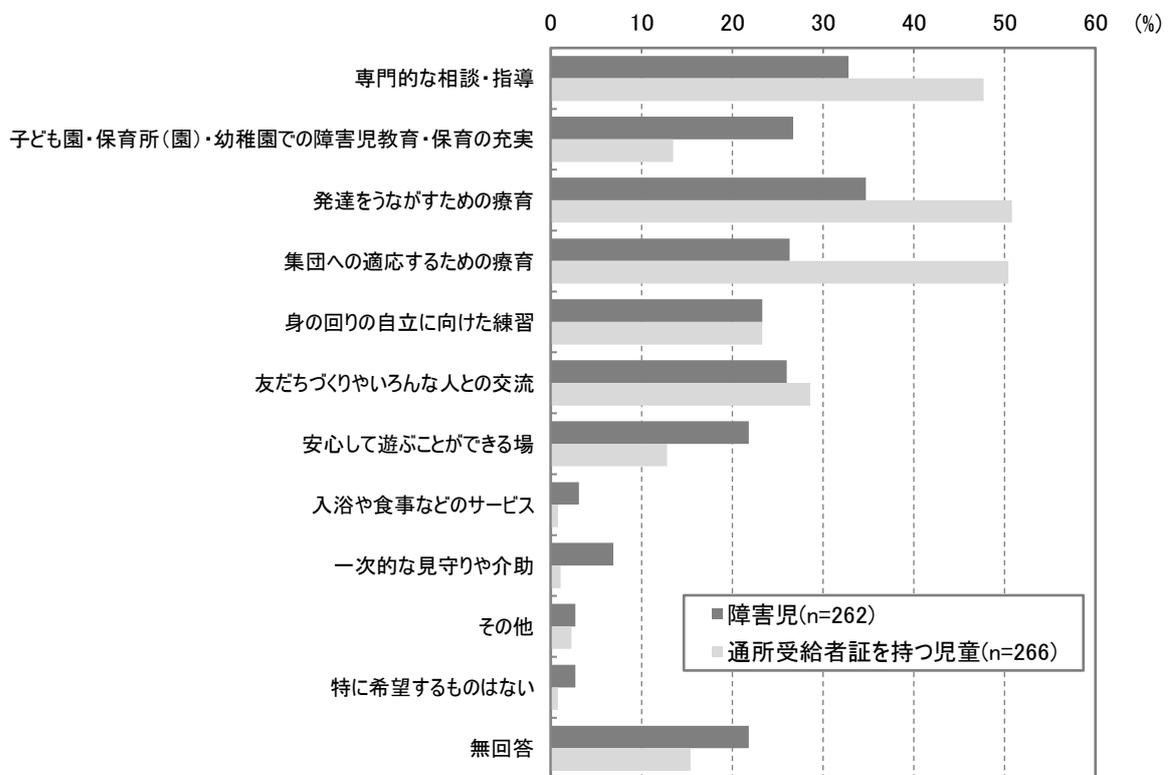
《乳幼児期における希望》

○障害児・通所受給者証を持つ児童とも「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をしてほしい」、「通園事業・療育事業などを充実してほしい」が50%以上となっています。

《希望する療育やサービス》

○障害児・通所受給者証を持つ児童とも「発達をうながすための療育」が最も多く、次いで障害児は「専門的な相談・指導」や「こども園・保育所（園）・幼稚園での障害児教育・保育の充実」、通所受給者証を持つ児童では「集団へ適応するための療育」や「専門的な相談・指導」が多く見られます。

希望する療育やサービス



《充実が必要だと思う施策やサービス》

○障害児では、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も多く、56.9%となっています。通所受給者証を持つ児童では、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」や「発達に課題のある子どものための学校の基礎的な環境整備・合理的配慮」が多く見られます。

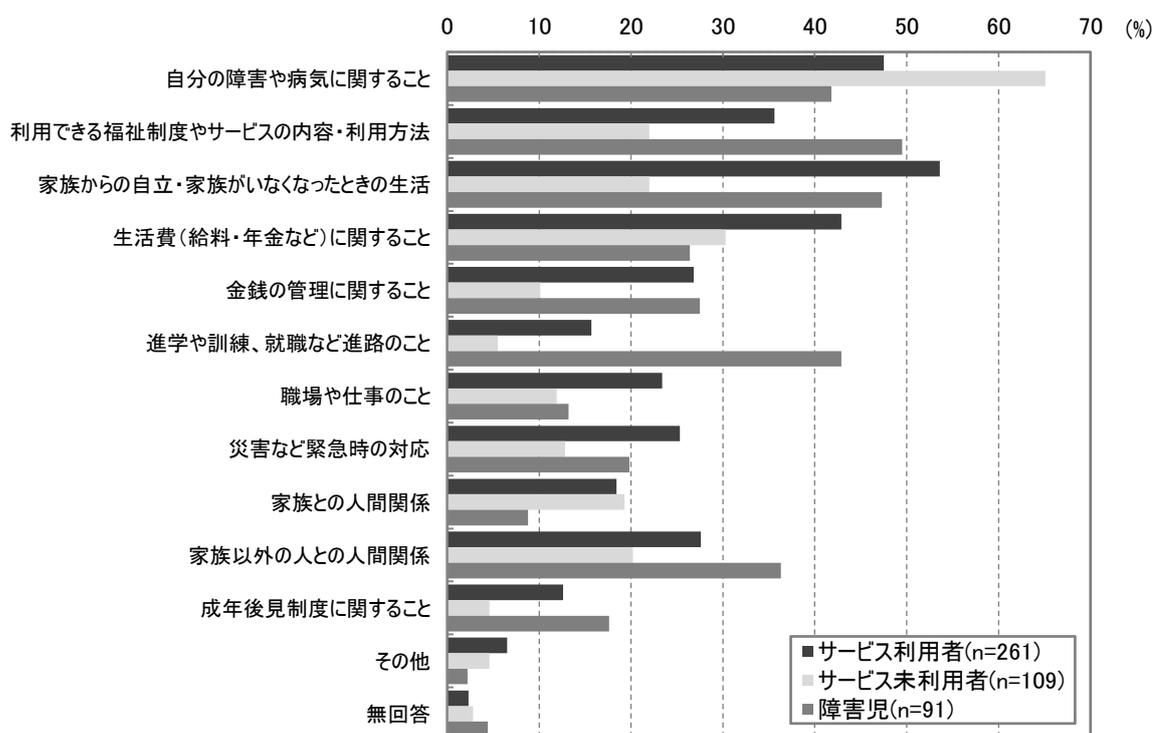
⑤ 相談の状況と支援の希望

- ◆18歳以上では、自分の障害や病気に関することとともに、家族からの自立や家族がいなくなったときの生活、生活費に関することについて不安に思う人が多い。
- ◆家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人については、今後も同じ人（機関）に相談したいとの回答が障害児で70%以上。
- ◆今後の相談支援体制について、福祉・医療・発達面での専門的な相談支援に対する関心が高い。

《今、気にかかっていること》

- サービス利用者では「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が53.6%と最も多く、次いで「自分の障害や病気に関すること」が47.5%、「生活費に関すること」が42.9%となっています。サービス未利用者についても「自分の障害や病気に関すること」が65.1%と最も多く、次いで「生活費に関すること」が30.3%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」と「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が22.0%となっています。
- 障害児では、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が49.5%、「進学や訓練、就職など進路のこと」が42.9%となっています。通所受給者証を持つ児童では「発達の課題に関すること」が77.4%、「家族以外の人との人間関係」が50.4%、「進学や就職など進路のこと」が48.5%となっています。

今、気にかかっていること（複数回答）



《家族・親戚や日ごろ通う場所以外の人への相談状況》

○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている回答者は、通所受給者証を持つ児童の90.2%、サービス利用者の35.0%、障害児の34.7%、サービス未利用者の20.9%となっています。

《今後の相談先について》

○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」人は障害児で73.6%、サービス利用者で65.9%、サービス未利用者で56.9%となっています。

○「別の人に相談したい」、「もう相談したくない」と思った人に理由を尋ねた結果では、「専門的な助言を受けられなかった」、「障害への理解がたりないと感じた」、「困ったことや心配に思うことを理解してもらえなかった」などが多くなっています。

《相談したことがない理由》

○「どこに相談したらいいかわからない」と答えた人は、サービス利用者の26.9%、サービス未利用者の21.8%、障害児の31.1%となっており、前回調査の結果より割合が高くなっています。

《今後の相談支援体制への希望》

○「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」がサービス利用者の37.7%と最も多くなっています。また、障害児では「将来の自立生活に向けた指導や相談」が57.6%、次いで「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が57.3%、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が54.2%となっています。

○障害児では、「専門的な相談機関を充実してほしい」が54.6%、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が45.8%、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が43.5%の順となっています。

○通所受給者証を持つ児童では、「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が71.8%で最も多く、次いで「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が47.7%、「学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制」が47.4%となっています。

⑥ 障害福祉サービスの利用状況と意識

◆訪問系サービスや移動支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具などの利用者で何らかの不満を感じている人が多く、内容別には利用したいときに利用できない、回数・時間に制限があるとの回答が多く見られる。

《障害福祉サービスの利用状況》

- サービス利用者では、移動支援、居宅介護、相談支援、生活介護、就労継続支援、短期入所の順で利用者が多く見られます。
- 障害児では、放課後等デイサービスが57.3%となるほか、児童発達支援、相談支援、補装具の順となっています。

《利用サービスの不満の有無と内容》

- サービス利用者では、短期入所、行動援護、居宅介護、移動支援などで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、短期入所や移動支援で「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が上位となっています。
- 障害児では、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具などで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、児童発達支援と放課後等デイサービスについては「利用回数・時間などに制限がある」と「利用したい日・時間に利用できない」、補装具については「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」が多く見られます。
- 通所受給者証を持つ児童では、放課後等デイサービスで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、「利用したい日・時間に利用できない」と「身近なところでサービスを利用できない」や「サービス内容に関する情報が少ない」が多く見られます。

《サービスを利用していない理由》

- サービスを利用していない理由として、サービス未利用者では「必要を感じない」が55.0%を占めています。
- 障害児については無回答が多く、「制度やサービスのことを知らない」が23.7%、「利用の仕方がわからない」が19.1%、「必要を感じない」が17.2%となっています。

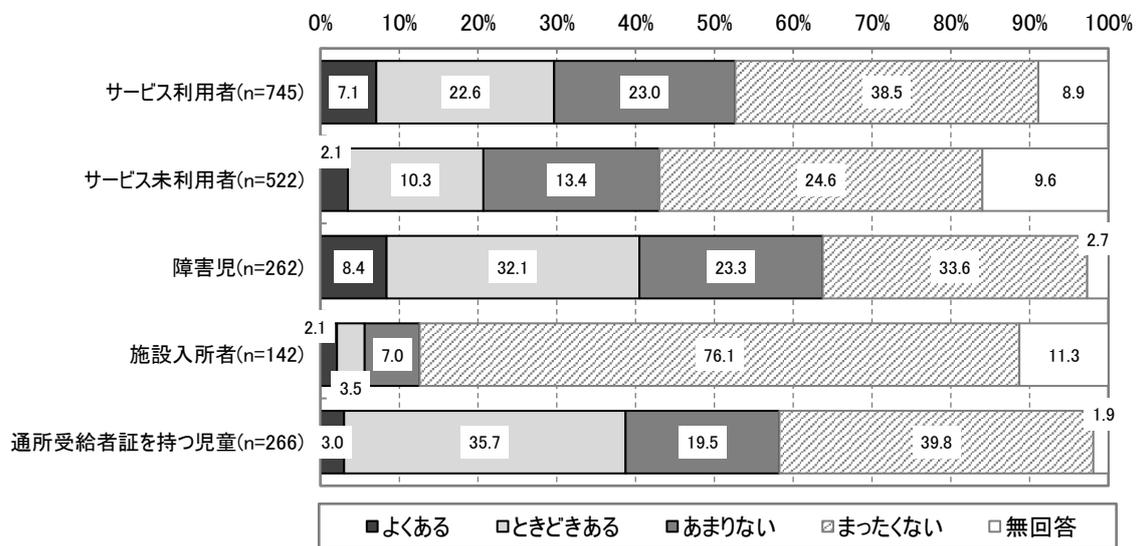
⑦ 障害や難病、発達に課題のある人の人権・理解促進

- ◆障害や難病、発達に課題があるために差別を受けた人の割合が障害児で40.5%となっていますが、前回調査よりは割合が低下している。内容別には、進学時や学校生活で差別を受けたという人が多くを占めている。
- ◆障害者差別解消法について名前も内容も知っている対象者の割合は概ね10%以下にとどまっている。
- ◆困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口や障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めることなどが求められている。

《ここ3年で障害や難病、発達に課題があるために差別を受けた経験》

- 「よくある」と「ときどきある」を合わせて、障害児の40.5%、通所受給者証を持つ児童の38.7%、サービス利用者の29.7%、サービス未利用者の12.4%、施設入所者の5.6%となっています。
- 差別を受けた場面については、18歳以上では「まちを歩いているとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」「公共交通機関を利用するとき」が上位を占めています。障害児や通所受給者証を持つ児童では「進学するときや学校生活において」がとりわけ多くを占めています。

ここ3年で、障害や難病、発達に課題があるために差別や嫌な思いをしたこと



《障害者差別解消法の認知状況》

- 障害者差別解消法について名前も内容も知っている人の割合はサービス利用者の5.2%、サービス未利用者の4.6%、障害児の8.4%、障害のない市民の8.7%、施設入所者の1.4%、通所受給者証を持つ児童の8.3%といずれも10%以下にとどまっています。

⑧ 将来の暮らし方

- ◆自宅で家族などと一緒に暮らしたいという人が多くを占めている。
- ◆地域で生活するために経済的な負担の軽減を望む人が最も多く、必要な在宅サービスが適切に利用できること、相談対応や生活訓練などの充実を望む人も多い。

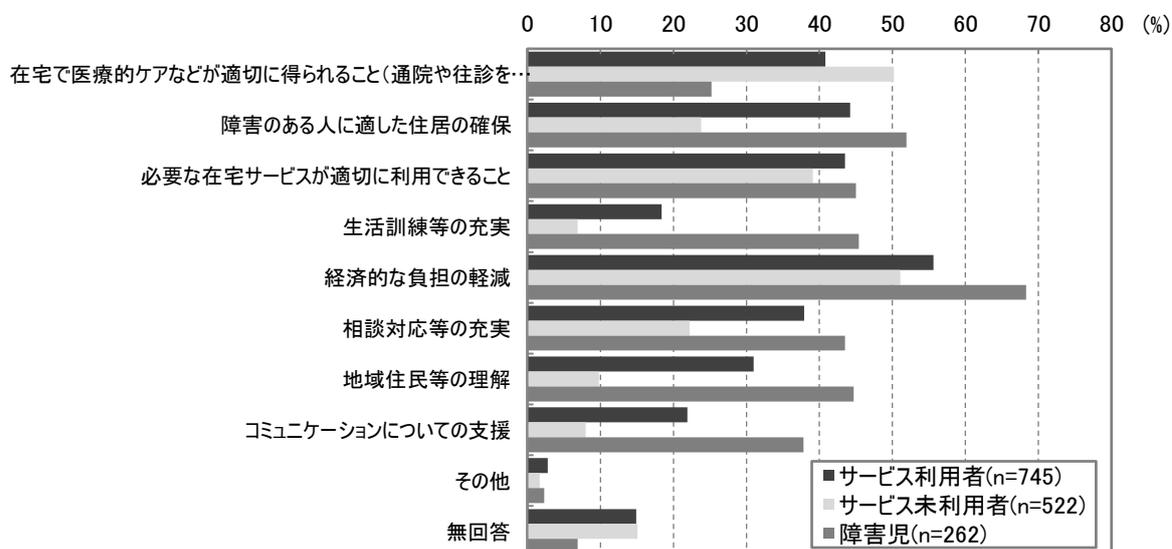
《将来の暮らし方》

- サービス利用者では、「自宅で家族などと暮らす」と「自宅でひとりで暮らす」が24.8%、「グループホーム等で暮らす」が14.9%となっています。また、サービス未利用者では「自宅で家族などと暮らす」が38.5%を占めています。
- 障害児では、大人になったらしてみたいこととして、「家族と一緒に暮らすこと」が36.6%、「介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと」と「結婚したり子どもを育てること」が26.3%などとなっています。

《地域での生活に必要なとする支援》

- 「経済的な負担の軽減」をあげる人が多く、障害児の68.3%、サービス利用者の55.6%、サービス未利用者の51.1%、通所受給者証を持つ児童の47.7%を占めています。
- 「必要な在宅サービスが適切に利用できること」は、サービス利用者の43.5%、障害児の45.0%、サービス未利用者の39.1%が必要としています。
- 「相談対応等の充実」は、通所受給者証を持つ児童の47.7%、障害児の43.5%、サービス利用者の37.9%が必要としています。また、通所受給者証を持つ児童では59.0%の人が、「自立した生活ができるよう生活能力を維持・向上させる支援の充実」を必要としています。

地域で生活するために必要とする支援（複数回答）



⑨ 施設入所者の状況と地域生活への移行に関する意識

- ◆施設入所者の約86%が知的障害のある人。
- ◆入所年数が5年以上という人が71.8%。
- ◆地域で生活することに関心を示す人は16.9%で、入所前に住んでいた地域に住みたいという人が多い。
- ◆地域生活への移行にあたって、施設外の生活をよく知らない、健康状態などとともに、安心して暮らせる福祉サービスや医療が受けられるかを不安に感じる人が多い。

《回答者の属性》

- 施設入所者の85.9%が療育手帳、29.5%が身体障害者手帳を所持しています。
- 現在の施設での入所年数は5年以上という人が71.8%を占めています。

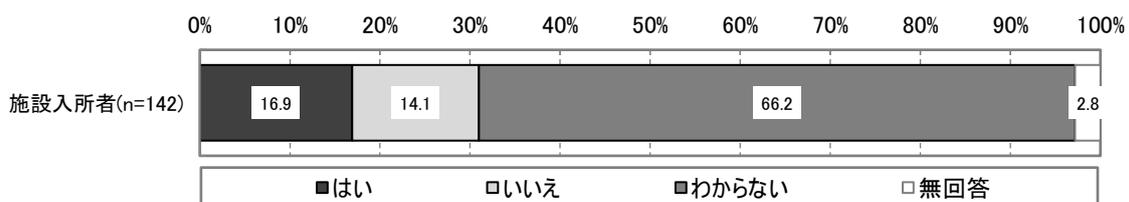
《地域生活への移行に関する関心》

- 施設を退所して地域で生活したいという人は16.9%となっていますが、入所5年未満の人では30.6%となっています。また、前々回調査(17.5%)、前回調査(16.1%)の結果と比べると、地域生活への移行に関心を示す人の割合はほぼ横ばいとなっています。
- 退所したい理由は「地域に家族や知り合いがいる」が54.2%を占めています。
- 地域で暮らす場所については「施設に入る前に住んでいた地域」が54.2%、「それ以外の豊中市内」が12.5%となっています。

《地域で生活することへの不安》

- 「施設外の生活をよく知らない」が20.4%で最も多く、次いで「自分の健康状態や体力、体の動きに不安がある」が16.2%、「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせるサービスを受けられるか」が14.8%などとなっています。
- 地域生活への不安が解消されたら、すぐに地域で暮らしてみたいか尋ねたところ、「すぐに暮らしてみたい」と答えた人は3.5%とわずかで、「わからない」が75.4%となっています。

退所して地域で生活したいと思ったことがあるか



(2) 障害者関係団体に対するヒアリング調査の主な結果

豊中市内で活動する障害者関係団体へ行ったヒアリング調査の結果については、次のとおりです。

① ヒアリング調査について

調査対象	豊中市内で活動する障害者関係団体 11団体（うち次の6団体より回答） <input type="radio"/> 豊中精神障害者当事者会HOTTO <input type="radio"/> 障害児者を守る豊中連絡協議会 <input type="radio"/> ピープルウォーク（自閉症・発達障害等支援の会） <input type="radio"/> 豊中市身体不自由児者父母の会 <input type="radio"/> 豊中市精神障害者家族会ゆたか会 <input type="radio"/> 豊中脳損傷家族会「アンダンテ」
調査方法	ヒアリング調査票を郵送・電子メールなどにより配布・回収
調査期間	令和5年(2023年)7月～8月

② ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちとなるために、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容

全般

- 日頃から障害を持っている方々への理解がどれほどあるか。少しずつでも交流や啓発の機会を作っていただきたい。
- 地域の人がグループホームの設置や作業所の建設に反対しないよう、理解促進に尽力いただきたい。
- 豊中市の課題は、住居、途切れない支援体制、公平な立場の第三者の関わり。

家族の高齢化や支援力の低下、親なき後への対応

- 一人暮らしなど自立できる支援を望む。親との同居を望む声が多いと聞くが、親が元気なうちに独立する方が良いと考える。
- 親なき後に何について本人が困るのか、支援者が困るのか。もっと現場の声を聴いて幼少期からどのように関わっていけばよいか考えてほしい。
- 相談支援体制の充実。
- 相談機関の紹介、利用できるサービス情報の提供、医療機関との連携、利用している事業所との連携。
- それぞれの方々が行き詰ってしまうような環境に行く着く前からの前もった包摂的サポートが必要不可欠と考える。

福祉施設の入所者や長期入院者の地域移行

- 地域移行には受け皿となる移行者に対応するグループホームなどの確保が重要。各事業者が地域移行にどれだけの思いを持っているか、また、支援する支援員の環境が改善されることが急務。
- 長期間、入所施設・病院で、生活して来た人はその場での生活が日常であり、今までの日常が、経験したことのない日常になるのでその人が理解できるまで時間がかかる。障害特性を理解して、丁寧な支援が必要となる。入所者・長期入院者の地域移行への受け皿について体制が整っていないように思う。
- 民間施設や医療機関と市が太いパイプで密に連絡調整を図れるようなスキームが必要ではないか。それがあってはじめて次の段階に進め、地域移行、地域参加など障害を持つ方々の実りある生活が実現できるのではないか。
- 障害特性に合った「居場所」を作る。重度の障害があっても望めば一人暮らしができるだけの支援体制が必要。

強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援

- 重症心身障害者が地域で暮らせる場が少ない。家庭的な雰囲気に近いところで暮らしたいとの希望があっても、重症心身障害者を受け入れるグループホームがほとんどない。市として、重症心身障害者が暮らせる設備と体制のあるグループホームを整備してほしい。
- 強度行動障害のある人・医療ケアが必要な人の支援には医療機関との連携が必要。強度行動障害の支援者は経験のある人で、適切なアドバイザーとの連携が必要。強度行動障害の人は住居についての配慮がいる。
- 医療的なケアにはいろいろな側面からサポートすることにも限界があると思うが、専門的な見地から今後その方が重度化に向かう可能性がある場合などは、それが起こることを見据えた準備的なサポートがあると家族は安心を得られるのではないか。
- 強度行動障害については上手な対応などについて理解を広める。

障害のある人に関わる相談支援体制、人材の確保について、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきと思われる内容

- 相談者が早く相談窓口にとどり着けるように7か所の相談支援センターについて広く周知する。各機関連携による相談機能の強化、話を聴く力を持った人材の確保。
- 「豊中市障害者相談支援センター」の支援の充実、「人材の確保」。事業所・職員が安心して働ける環境が必要。相談担当者は、勤務時間に関わらず相談者に寄り添うことが多々あり、相談支援業務はますます多忙になる。
- 相談支援体制には人材確保が重要。障害者が安心して相談を受けることができるよう相談支援員の処遇改善を早急に行い、計画的に改善・支援をお願いしたい。
- 指定特定相談支援事業所の廃止・休止が続いている。事業所の運営が厳しいこともあるが、相談員は多岐にわたる相談内容に追われることで対応しきれない現状がある。指定特定相談支援事業所がどのような状態に置かれているのか把握し、相談員が増員できるような体制づくりを構築してほしい。
- 質の良い相談支援者の確保・育成。
- 相談支援の質をあげるために、他市の相談員の実践を聞く場を設け、学んでほしい。

<ul style="list-style-type: none"> ○市の課題は業務に見合った報酬体制の強化。行政が関わっている機関の情報の共有。家族・障害当事者の高齢化、住み慣れた地域で安心して暮らしていきけるシステムづくりが急がれる。 ○マニュアル化した相談体制だけではなく、専門性の高い経験や知識を得た家族などの経験者ならではの相談の仕方や、その内容を抽出したり、そういった市民同士の相談体制が確立されているところから人材を探し、研修を行うなど相談支援体制の拡充や、人材の確保の一端を担わすようなことも考えていくのもひとつの妙案と思う。
<p>福祉制度・サービスで気にかかっている点、豊中市やサービス事業者伝えたいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業者の人手不足のためにサービスを受けられないことがある。 ○福祉サービスが市によって利用できないことがあるが、少なくとも市内の事業は統一して利用できるように制度設計をお願いしたい。 ○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる場、当たり前で暮らせる場が必要だが、今は明らかに選択できる資源が限られている。親も当事者も高齢化していることもあるが、一人暮らしも当たり前にしたと思っている。住まいの場が明らかに少ないし、形態が限られている。 ○サービス事業者の利用者からの苦情などについてのアンケートを行い、問題点を共通認識・課題と受け止めていただければと思う。 ○交通事故などの中途障害を負った方の家族はすぐさま生活が一変することになるが、事故直後のような時期ではもちろん給付申請など行うには時期尚早であり、障害者手帳すら申請できない段階の時に医療機関の地域連携室などと連絡調整を行い「仮の減免手帳」のようなものがあれば家族の心の負担がわずかでも和らぐと思う。
<p>障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容</p>
<p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児については1人ひとりタイプが違う。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多い。その児童に目を向けて個々に合った支援が必要。 ○発達の視点から助言できる発達相談員を増やしてほしい。相談するところをたらい回しにならないように対応してほしい。 ○保護者に子どもに対する思いを上手に指導してほしい。いかに理解してもらえるか、どのように指導していくかを考えてほしい。いろいろな情報を広く伝えてほしい。 ○障害のある子どもはイジメにあいやすく、先で精神疾患発症につながるが多い。この視点でのいじめ対策も必要。
<p>特に重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児者は、日中活動や短期入所もなかなか利用できない。緊急時や親の休日も受け入れが難しい状況だ。計画的に施設利用や事業所の受け入れ態勢を整えてほしい。 ○小学校における医療的ケア児に対する看護師の派遣に感謝する。さらに財源を確保し計画的に看護師不足を解消してほしい。

軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援

- 周囲の人からは障害児者であることがわかりにくく、自身から発達障害があることを話しにくいことから、相談する機会を失うことがある。相談機関に専門相談員を配置する必要がある。
- 就学時にどのような支援を受けていたのかが問われる。保護者は我が子の身近な支援者。支援者の輪を広げて、我が子の選択肢を増やしてほしい。
- ギフテッドの子などに対する配慮がまったくない。軽度だから簡単に済ませることなく、じっくり丁寧に教育・療育を幼少期から受けさせてほしい。

障害のある人の就労機会の拡大と就労定着、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けて、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容

- 就労の場での障害者理解が乏しいことと義務的な雇用期間が過ぎると解雇するところが目立つ。今の企業のあり方が、障害がある人にはそぐわないと思う。理解のある良心的な企業が増えてほしい。
- 市が障害者を対象とした就労の機会をつくり、障害者の職場実習の受け入れなどを引き続き計画的に実施してほしい。市の主催イベントへの参加と障害者啓発活動委員会との連携により社会参加を促進してほしい。
- 近年、就労系の事業所が増えている。事業所の開設届出の項目の中に「余暇活動」などについて、事業所としての方針を記入する項目があるのか。
- 精神障害のある人は就労定着に課題がある。コミュニケーションや体調の変化など障害も様々である。それぞれに適した支援ができるようにする。
- 様々な社会参加・体験の機会・場づくりについて、これから実施するにあたって場所・支援者の確保、費用などは必須。市として支援のあり方を明記されたいか。
- 豊中市民には市民発意で設立されたような、その病気に特化した会などに積極的に参画していただきたい。そこからどんなことで就労先で困難を抱えているか、社会参加にも多種の仕方がある中で、今どんな場所を必要とされているかなど生の声を聴くことで次の施策につながるヒントがあると思う。

その他、計画の策定に向けて

- 親も当事者も高齢化していく中で、新たなサービスのあり方を考える必要がある。そこを計画の中で数値目標も含めて示してほしい。
- 障害のある人への理解がどの場面でも足りないことづくづく実感する。歩道が整備されていない、グループホームを作ろうとすると反対がある、飲食店で断られる等々。
- 障害があっても何かできなければ障害児者は暮らしたり、活動することは難しい、みんなと同じことができることが当たり前というような風潮ではないかと思う。
- 障害福祉センターひまわりの機能充実を計画的に実施してほしい。
- 今回策定される計画が堅実なもので、策定後確実に実行できるようにお願いしたい。

4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識などから本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

① 地域生活を続けるための支援

地域で生活している障害のある人にとっては、障害の特性に関わらず、可能なかぎり地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、重度障害のある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域全体を受け皿とすることにより、多様な暮らし方を実現できる取組みをより一層進めていく必要があります。

とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、市内7圏域に設置した基幹相談支援センターの機能を有した障害者相談支援センター（よっと）を核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携を深めていく必要があります。

地域生活支援拠点については、緊急時の対応をはじめ、地域に開かれた支援拠点としてさらなる機能強化を図る必要があります。またそのためにも、基幹相談支援センターなどとの効果的な連携や各社会資源を結びつけるコーディネーターの設置などが求められます。

② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障害特性や一人ひとりの意欲、適性などに応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

障害のある人がより多く就労し、また継続するために、一般事業所等への理解促進などを通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障害のある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

また、療育・発達支援から就労支援へと切れめなくつながるサポート体制の確

立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。

令和6年度(2024年度)の制度改正による「就労選択支援」事業の創設、短時間就労を行う人の障害者雇用率への算定対象化、一般就労中の人への就労系福祉サービスの一時利用を認めるなど、障害のある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度への着実な対応を図っていく必要があります。

③ 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが重要です。そのためには、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。

就学前施設や小・中学校等における特別な配慮や支援を要する子ども、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する子どもは増加傾向にあります。また、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある子どもなど、障害の重度化・重複化や多様化も課題です。

本市においては、児童発達支援センターを中核とし、関係機関が連携しながら地域におけるきめ細やかな障害児支援及び保護者支援を推進することをめざすとともに、市域における障害児通所支援サービス等の質・量の充実を図り、重層的な障害児支援体制の構築を図ります。

④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

市域においては、障害のある人の福祉ニーズに対応し、民間事業者による各種のサービス提供が進んできましたが、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人や医療的ケアの必要な人の実態把握、サービス利用ニーズの把握をもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化などにより家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることをふまえ、重度障害

のある人を受入可能な支援力や設備を有した共同生活援助（グループホーム）の整備を促進する必要があります。

第3章 成果目標と達成に向けた取組み

国の基本指針において、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標として設定されたのは次の7項目です。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においては、国の基本指針に即すとともに、大阪府の基本的な考え方をふまえ、令和8年度(2026年度)を目標年度とする成果目標を掲げ、目標の達成に向けた総合的・計画的な取組みに努めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、 一般住宅等へ移行する人の数)	14人	・令和4年度(2022年度)末時点の入 所者数実績(227人)の6%
施設入所者の削減数	4人	・令和4年度(2022年度)末時点の入 所者数実績(227人)の1.7%

目標の達成に向けた主な取組み

- 地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会で事例検討などを通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取組みを促進します。
- 地域移行が可能な障害者支援施設入所者や精神科病院入院患者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域資源や利用可能な制度を周知し、さらにピアサポーターの活用などを通じて、地域移行への意欲向上に努めます。
- 後述の「第3期障害者グループホーム整備方針」に基づき、重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。
- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障害への理解促進・啓発活動を実施します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	214人	・令和8年(2026年)6月末時点 ・大阪府からデータ提供

成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	4回	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	56人	39人	39人	39人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	3回	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	1人	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助（グループホーム）の月平均利用者数	117人	129人	141人	153人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	6人	8人	10人	12人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の月平均利用者数	28人	32人	36人	40人

目標の達成に向けた主な取組み

- 保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 長期入院患者に対して、ピアサポートの活用を通じて地域移行のきっかけづくりを行います。
- 精神障害のある人が安心して地域で生活するための環境整備や地域住民への理解促進に取り組みます。

(3) 地域生活支援の充実

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1 拠点	・ 1 拠点以上確保（設置済）
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	構築	・ 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年 1 回以上	・ 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備【新規】	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・ 強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握、地域の関係機関が連携した支援体制を整備。

成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 拠点	1 拠点	1 拠点	1 拠点
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0 人	1 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回

目標の達成に向けた主な取組み

- 地域生活支援拠点の機能の充実のため、コーディネーターを配置します。
- 緊急時における短期入所の受入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域における支援力を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 市域に不足している医療的ケアの必要な重症心身障害のある人への支援の充実を図るため、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助」を実施し、日中活動の場の開拓に努めます。また、豊能圏域重症心身障害児者連絡会議にて議論を進め、広域的に対応する仕組みを検討します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人、医療的ケアを必要とする障害のある人の状況や支援ニーズを把握します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数	151人	・令和3年度(2021年度)実績(116人)の1.28倍
うち就労移行支援	127人	・令和3年度(2021年度)実績(97人)の1.31倍
うち就労継続支援A型	20人	・令和3年度(2021年度)実績(15人)の1.29倍
うち就労継続支援B型	4人	・令和3年度(2021年度)実績(3人)の1.28倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	60%	・一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割
就労定着支援事業の利用者数【新規】	86人	・令和3年度(2021年度)実績(61人)の1.41倍以上
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	・就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	10,000円	・大阪府が提供する市町村単位での工賃平均額の見込を参考に、令和3年度(2021年度)実績(8,462円)よりも向上した値を設定。

目標の達成に向けた主な取組み

- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- パンフレットなどで相談支援制度の周知を行い、生活上の支援を強化し、定着率向上につなげます。
- 「豊中市による障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき調達を推進するとともに、商品力と品質の向上を目的に、職員あっせん販売時の購入者からの感想や商品の改善点を障害者就労支援施設などに伝えます。
- 障害のある人の工賃向上のため、就労支援サービス事業所等の物品・サービスの販売の拡大等について、日中活動事業者連絡会などとともに検討します。
- 令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、障害者自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済	・児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 4か所 放課後等デイサービス 6か所	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保。 ・大阪府が示す目標値を参考に設定。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 5名 医療関係 3名	・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置。 ・心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化。

成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	183人	200人	200人	200人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間実施者数	15人	35人	40人	45人
ペアレントメンター講習会受講者数	80人	80人	80人	80人

※ペアレントメンター講習会は、大阪府が養成しているペアレントメンターを派遣要請しており、今後も大阪府と連携しながら取組みを進めます。

目標の達成に向けた主な取組み

【児童発達支援センターの機能充実】

- 児童発達支援センターにおいては、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障

- 害種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を提供する市域の拠点として、重層的な地域支援体制の構築に向けた取組みを行います。
- 支援を必要とする子どもや保護者の幅広いニーズに対応できるよう、職員の専門性を生かした相談支援や、保護者が子どもの育ちを支える力をつけるための講座や研修等の取組みの充実を図ります。
 - 障害児通所支援及び障害児相談支援を実施する事業者の質の向上のため、児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーション等を行います。また、研修会や支援者交流等、支援者の専門性の向上に向けた取組みを行います。
 - 障害児通所支援事業所等と、就学前施設や市立小中学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後こどもクラブ等との支援協力体制の構築に努めます。また、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障害のある児童の地域社会への参加・インクルージョンを推進するため、障害児通所支援事業所等と保育所等が育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。
 - 発達支援の入り口としての相談機能として、児童発達支援センターの職員が地域の認定こども園等において発達支援巡回訪問を実施します。また、保育所等の子どもの所属先において、職員等への後方支援を行う地域支援機能の充実を図ります。

【専門性の高い分野への支援の充実】

- 診療所を併設した児童発達支援センターにおいて、医療と福祉の両面からの総合的な支援を乳幼児期から成人移行期まで継続的に実施します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の実態及びニーズを把握するとともに、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が中心となり、児童の地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- 医療的ケア児支援の充実に向けては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の活性化により、市における課題の抽出を行います。また、個々の発達段階に応じた支援や医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援の充実を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
相談支援体制の充実強化を図る体制の確保	体制の確保	・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保【新規】	体制の確保	・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保。

成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	24件	24件	24件	24件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	20件	20件	20件	20件
地域の相談機関との連携強化の取組みの年間実施回数	14回	14回	14回	14回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	12人	13人	14人	15人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	24回	24回	24回	24回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	10社	10社	10社	10社
協議会の専門部会の設置数	4	4	4	4
協議会の専門部会の年間実施回数	32回	32回	32回	32回
こども療育相談対応件数	1,740件	2,000件	2,000件	2,000件
ピアサポート活動への年間参加人数	12人	12人	12人	12人

目標の達成に向けた主な取組み

- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 相談支援事業所へのヒアリングなどにより相談支援事業における問題点を整理し、よりよい体制を構築します。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や障害者自立支援協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 障害や発達に課題のある子どもとその保護者・支援者などに、初期の相談対応からサービス利用の調整までの総合的な支援を継続的に行います。また、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降に地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 計画相談支援事業所における相談支援専門員を確保するため、相談支援専門員に必要な資格取得や更新に要する費用を補助するなど相談支援体制の整備に向けた取組みを実施します。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修などを実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。
- 高齢者福祉や障害福祉等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

項目	目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築。

成果目標の達成に向けた活動指標

指標		【現状】	【見込み】		
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数		25人	32人	32人	32人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	2回	2回	2回	2回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回	1回

目標の達成に向けた主な取組み

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修などに参加します。
- 障害福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析などを通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 報酬請求エラーの多い項目について、集団指導などの場で注意喚起を行います。
- 事業者連絡会の側面的支援を通じて、サービス提供事業者間の連携の確保を図るとともに、事業者への情報提供や福祉人材の確保・育成につながる研修や事例検討会などの取組みを行います。

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

1 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人 (障害支援区分1以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障害・精神障害のある人で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人	障害のある人の移動時や外出先へ同行し、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人 ・最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

第6期における実績

【居宅介護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	436	394	90.4%	443	399	90.1%	450	399	88.7%
	時間分	14,080	15,422	109.5%	14,086	15,662	111.2%	14,092	16,675	118.3%
知的障害者	人分	301	261	86.7%	329	258	78.4%	360	260	72.2%
	時間分	5,210	6,190	118.8%	5,332	6,582	123.4%	5,457	6,816	124.9%
精神障害者	人分	704	633	89.9%	761	670	88.0%	822	701	85.3%
	時間分	11,874	12,331	103.8%	12,624	13,015	103.1%	13,422	13,940	103.9%
障害児	人分	108	83	76.9%	114	78	68.4%	120	79	65.8%
	時間分	2,409	1,724	71.6%	2,459	1,625	66.1%	2,510	1,745	69.5%
合計	人分	1,549	1,371	88.5%	1,647	1,405	85.3%	1,752	1,439	82.1%
	時間分	33,573	35,667	106.2%	34,501	36,884	106.9%	35,481	39,176	110.4%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【重度訪問介護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	53	48	90.6%	55	46	83.6%	57	47	82.5%
	時間分	15,899	16,583	104.3%	16,191	16,848	104.1%	16,488	17,348	105.2%
知的障害者	人分	19	15	78.9%	22	16	72.7%	25	17	68.0%
	時間分	7,501	6,916	92.2%	8,681	7,654	88.2%	10,047	8,330	82.9%
精神障害者	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	時間分	94	30	31.9%	97	23	23.7%	100	44	44.0%
合計	人分	73	64	87.7%	78	63	80.8%	83	65	78.3%
	時間分	23,494	23,529	100.1%	24,969	24,525	98.2%	26,635	25,722	96.6%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【行動援護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
知的障害者	人分	10	14	140.0%	10	17	170.0%	10	18	180.0%
	時間分	889	1,060	119.2%	889	1,264	142.2%	889	1,319	148.4%
精神障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障害児	人分	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	時間分	50	29	58.0%	50	34	68.0%	50	42	84.0%
合計	人分	12	16	133.3%	12	19	158.3%	12	20	166.7%
	時間分	939	1,089	116.0%	939	1,298	138.2%	939	1,361	144.9%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【同行援護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	154	134	87.0%	157	138	87.9%	160	133	83.1%
	時間分	3,836	3,259	85.0%	3,809	3,517	92.3%	3,782	3,506	92.7%
障害児	人分	3	2	66.7%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
	時間分	109	16	14.7%	109	32	29.4%	109	59	54.1%
合計	人分	157	136	86.6%	160	140	87.5%	163	135	82.8%
	時間分	3,945	3,275	83.0%	3,918	3,549	90.6%	3,891	3,565	91.6%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【重度障害者等包括支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【訪問系サービス(合計)の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	643	576	89.6%	655	583	89.0%	667	579	86.8%
	時間分	33,815	35,264	104.3%	34,086	36,027	105.7%	34,362	37,529	109.2%
知的障害者	人分	330	290	87.9%	361	291	80.6%	395	295	74.7%
	時間分	13,600	14,166	104.2%	14,902	15,500	104.0%	16,393	16,465	100.4%
精神障害者	人分	705	634	89.9%	762	671	88.1%	823	702	85.3%
	時間分	11,968	12,361	103.3%	12,721	13,038	102.5%	13,522	13,984	103.4%
障害児	人分	113	87	77.0%	119	82	68.9%	125	83	66.4%
	時間分	2,568	1,769	68.9%	2,618	1,691	64.6%	2,669	1,846	69.2%
合計	人分	1,791	1,587	88.6%	1,897	1,627	85.8%	2,010	1,659	82.5%
	時間分	61,951	63,560	102.6%	64,327	65,256	101.4%	66,946	69,824	104.3%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
居宅介護等の訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用時間総数【時間分】 = [月平均実利用者数の見込] × [1人あたりの月平均利用時間数] ・月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・月平均利用時間総数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、1人あたり月平均利用時間数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。

第7期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)
居宅介護	身体	402	16,800	405	16,925	408	17,051
	知的	265	6,947	270	7,078	275	7,209
	精神	732	14,556	763	15,172	794	15,789
	障害児	80	1,969	81	1,994	82	2,018
	合計	1,479	40,272	1,519	41,169	1,559	42,067
重度訪問介護	身体	48	17,293	49	17,653	50	18,014
	知的	18	8,576	19	9,053	20	9,529
	精神	1	32	1	32	1	32
	合計	67	25,901	69	26,738	71	27,575
行動援護	知的	20	1,488	22	1,637	24	1,786
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	35	2	35	2	35
	合計	22	1,523	24	1,672	26	1,821
同行援護	身体	137	3,478	141	3,579	145	3,681
	障害児	2	35	2	35	2	35
	合計	139	3,513	143	3,614	147	3,716
重度障害者等包括支援	合計	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス計	身体	587	37,571	595	38,157	603	38,746
	知的	303	17,011	311	17,768	319	18,524
	精神	733	14,588	764	15,204	795	15,821
	障害児	84	2,039	85	2,064	86	2,088
	合計	1,707	71,209	1,755	73,193	1,803	75,179

見込量確保方策の考え方

- 豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会などでの勉強会や、従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、さらなる従事者と質の向上に努めます。
- 重度障害のある人に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

② 短期入所

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

第6期における実績

【短期入所の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	82	61	74.4%	87	65	74.7%	93	80	86.0%
	人日分	606	521	86.0%	641	521	81.3%	678	616	90.9%
知的障害者	人分	211	169	80.1%	224	178	79.5%	238	194	81.5%
	人日分	1,668	1,379	82.7%	1,809	1,346	74.4%	1,961	1,527	77.9%
精神障害者	人分	14	10	71.4%	15	7	46.7%	16	8	50.0%
	人日分	96	72	75.0%	101	67	66.3%	106	80	75.5%
障害児	人分	65	20	30.8%	78	25	32.1%	94	38	40.4%
	人日分	246	98	39.8%	280	120	42.9%	319	177	55.5%
合計	人分	372	260	69.9%	404	275	68.1%	441	320	72.6%
	人日分	2,616	2,070	79.1%	2,831	2,054	72.6%	3,064	2,400	78.3%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用日数（泊数）総数【人日分】 = [月間の利用人員] × [1人あたり月平均利用日数] ・月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・月平均利用日数（泊数）総数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、1人あたり月平均利用日数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。

第7期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
短期入所	身体	89	719	99	800	108	873
	知的	206	1,620	219	1,722	231	1,816
	精神	12	107	12	107	12	107
	障害児	47	224	56	268	65	311
	合計	354	2,670	386	2,897	416	3,107

見込量確保方策の考え方

- 緊急時の対応力向上のため、地域生活支援拠点等における緊急受入れ体制の強化に向けて検討を進めます。
- 医療的ケアが必要な重度障害者への支援の不足を解消するため、市有地利活用の可能性も含め、サービスの確保に向け取り組みます。
- 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホームなどで生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

③ 日中活動系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は、障害支援区分2以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入院者等の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （宿泊型自立訓練）	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人	知的障害または精神障害のある人に、生活能力の向上を図るため、施設に宿泊をしながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	実施内容
就労継続支援 (A型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援 (B型)	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害のある人</p>	<p>障害のある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、</p> <p>①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項)</p> <p>②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。</p>
就労選択支援	<p>就労継続支援(B型)の利用を希望する人</p>	<p>短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等を確認・整理し、その結果に基づき、利用者に対して進路選択に資する情報を提供します。</p>

第6期における実績

【生活介護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	399	325	81.5%	407	326	80.1%	415	324	78.1%
	人日分	5,992	5,930	99.0%	6,057	5,972	98.6%	6,123	6,019	98.3%
知的障害者	人分	773	701	90.7%	789	715	90.6%	806	735	91.2%
	人日分	14,184	14,117	99.5%	14,623	14,504	99.2%	15,075	15,137	100.4%
精神障害者	人分	56	59	105.4%	57	62	108.8%	58	67	115.5%
	人日分	659	756	114.7%	675	811	120.1%	691	946	136.9%
合計	人分	1,228	1,085	88.4%	1,253	1,103	88.0%	1,279	1,126	88.0%
	人日分	20,835	20,803	99.8%	21,355	21,287	99.7%	21,889	22,102	101.0%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【療養介護の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
	人分	52	47	90.4%	52	47	90.4%	52	45	86.5%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	4	6	150.0%	4	5	125.0%	4	3	75.0%
	人日分	49	42	85.7%	49	77	157.1%	49	25	51.0%
知的障害者	人分	16	16	100.0%	16	18	112.5%	16	21	131.3%
	人日分	275	276	100.4%	275	317	115.3%	275	391	142.2%
精神障害者	人分	21	20	95.2%	23	25	108.7%	25	28	112.0%
	人日分	246	166	67.5%	270	393	145.6%	294	370	125.9%
合計	人分	41	42	102.4%	43	48	111.6%	45	52	115.6%
	人日分	570	484	84.9%	594	787	132.5%	618	786	127.2%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【自立訓練（宿泊型自立訓練）の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
知的障害者	人分	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人日分	59	35	59.3%	59	28	47.5%	59	31	52.5%
精神障害者	人分	5	4	80.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
	人日分	138	115	83.3%	138	139	100.7%	138	133	96.4%
合計	人分	7	5	71.4%	7	6	85.7%	7	6	85.7%
	人日分	197	150	76.1%	197	167	84.8%	197	164	83.2%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労移行支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	11	6	54.5%	11	8	72.7%	11	8	72.7%
	人日分	160	103	64.4%	160	129	80.6%	160	135	84.4%
知的障害者	人分	35	32	91.4%	35	31	88.6%	35	35	100.0%
	人日分	633	550	86.9%	633	523	82.6%	633	616	97.3%
精神障害者	人分	169	163	96.4%	184	171	92.9%	198	184	92.9%
	人日分	2,424	2,429	100.2%	2,627	2,535	96.5%	2,847	2,794	98.1%
合計	人分	215	201	93.5%	230	210	91.3%	244	227	93.0%
	人日分	3,217	3,082	95.8%	3,420	3,187	93.2%	3,640	3,545	97.4%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労継続支援（A型）の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	42	42	100.0%	45	40	88.9%	48	38	79.2%
	人日分	792	815	102.9%	848	786	92.7%	905	778	86.0%
知的障害者	人分	92	86	93.5%	94	85	90.4%	96	90	93.8%
	人日分	1,731	1,697	98.0%	1,768	1,676	94.8%	1,806	1,792	99.2%
精神障害者	人分	139	148	106.5%	143	163	114.0%	148	174	117.6%
	人日分	2,403	2,630	109.4%	2,472	2,967	120.0%	2,558	3,320	129.8%
合計	人分	273	276	101.1%	282	288	102.1%	292	302	103.4%
	人日分	4,926	5,142	104.4%	5,088	5,429	106.7%	5,269	5,890	111.8%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労継続支援（B型）の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	62	58	93.5%	62	65	104.8%	62	66	106.5%
	人日分	840	869	103.5%	840	983	117.0%	840	1,074	127.9%
知的障害者	人分	241	243	100.8%	251	256	102.0%	262	261	99.6%
	人日分	4,226	4,272	101.1%	4,401	4,449	101.1%	4,594	4,715	102.6%
精神障害者	人分	255	272	106.7%	270	324	120.0%	286	370	129.4%
	人日分	3,201	3,681	115.0%	3,390	4,540	133.9%	3,591	5,453	151.9%
合計	人分	558	573	102.7%	583	645	110.6%	610	697	114.3%
	人日分	8,267	8,822	106.7%	8,631	9,972	115.5%	9,025	11,242	124.6%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労定着支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	3	2	66.7%	3	3	100.0%	3	2	66.7%
知的障害者	人分	17	17	100.0%	19	18	94.7%	21	18	85.7%
精神障害者	人分	66	42	63.6%	75	41	54.7%	84	52	61.9%
合計	人分	86	61	70.9%	97	62	63.9%	108	72	66.7%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日中活動系サービス 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 自立訓練（宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用日数総数【人日分】 $=[\text{月間の利用人員}] \times [\text{1人あたりの月平均利用日数}]$ ・月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・月平均利用日数総数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、1人あたり月平均利用日数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。
日中活動系サービス 療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用者数【人分】 ・月平均利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
日中活動系サービス 就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用者数【人分】 ・就労定着支援の月平均利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、福祉施設の利用者の一般就労への移行数を勘案し算出しています。
日中活動系サービス 就労選択支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用者数【人分】 ・令和7年度(2025年度)10月の施行時に実施が予定される内容と支援学校卒業生、就労継続支援（B型）の新規利用希望者の伸び、事業所の参入移行等を勘案し算出しています。

第7期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
生活介護	身体	325	5,973	326	5,992	327	6,010
	知的	749	15,234	763	15,518	777	15,803
	精神	70	933	73	973	76	1,013
	合計	1,144	22,140	1,162	22,483	1,180	22,826
療養介護		45		45		45	
自立訓練 ・機能訓練		7	71	8	81	9	92
自立訓練 ・生活訓練	知的	23	410	26	463	28	499
	精神	32	397	36	446	40	496
	合計	55	807	62	909	68	995
自立訓練 ・宿泊型自立訓練	身体	1	30	1	30	1	30
	知的	2	62	2	62	2	62
	精神	7	194	8	221	9	249
	障害児	1	30	1	30	1	30
	合計	11	316	12	343	13	371
就労移行支援	身体	8	133	8	133	8	133
	知的	39	671	43	740	47	809
	精神	197	2,949	210	3,143	223	3,338
	合計	244	3,753	261	4,016	278	4,280
就労継続支援 (A型)	身体	41	813	44	873	47	932
	知的	95	1,879	100	1,978	105	2,077
	精神	189	3,468	204	3,743	219	4,018
	合計	325	6,160	348	6,594	371	7,027
就労継続支援 (B型)	身体	70	1,082	74	1,144	78	1,205
	知的	270	4,772	279	4,931	288	5,090
	精神	419	5,905	468	6,596	517	7,286
	合計	759	11,759	821	12,671	883	13,581
就労定着支援	身体	3		4		5	
	知的	18		19		19	
	精神	57		62		67	
	合計	78		85		91	
就労選択支援	身体			1		2	
	知的			5		10	
	精神			4		8	
	合計			10		20	

見込量確保方策の考え方

- 高度な医療的ケアが必要な重症心身障害のある人が増加していることから、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助金」の活用を促進し、日中活動系サービス事業所の新規開設や対象者の拡大を図ることで必要なサービスの確保に努めます。
- 各相談支援事業所、ハローワーク、とよなか障害者就業・生活支援センター、庁内関係課などと連携し、日中活動、就労移行、就労継続などの障害福祉サービスの利用促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- 令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、障害者自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

④ 居住系サービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
共同生活援助	就労、または生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
自立生活援助	（AかつB） A)定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害のある人 B)居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害のある人	①定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ②相談対応等の方法による障害のある人等に係る状況の把握 ③必要な情報の提供及び助言並びに相談 ④関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整 ⑤その他の障害のある人が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

第6期における実績

【共同生活援助（グループホーム）の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	53	54	101.9%	56	55	98.2%	58	53	91.4%
知的障害者	人分	263	263	100.0%	273	277	101.5%	282	295	104.6%
精神障害者	人分	73	84	115.1%	80	96	120.0%	87	117	134.5%
合計	人分	389	401	103.1%	409	428	104.6%	427	465	108.9%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【施設入所支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	74	71	95.9%	71	70	98.6%	68	67	98.5%
知的障害者	人分	150	145	96.7%	149	148	99.3%	148	148	100.0%
精神障害者	人分	6	7	116.7%	6	11	183.3%	5	10	200.0%
合計	人分	230	223	97.0%	226	229	101.3%	221	225	101.8%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【自立生活援助の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障害者	人分	3	1	33.3%	3	4	133.3%	3	6	200.0%
合計	人分	3	1	33.3%	3	4	133.3%	3	6	200.0%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
居住系サービス 共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用者数【人分】 ・共同生活援助の月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・施設入所支援の月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設から地域へ移行する人などを控除しています。 ・自立生活援助の月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに算出しています。

第7期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		実利用者数(人分)	実利用者数(人分)	実利用者数(人分)
共同生活援助 (グループホーム)	身体	54	55	56
	知的	309	323	337
	精神	129	141	153
	合計	492	519	546
施設入所支援	身体	66	66	65
	知的	148	148	148
	精神	10	10	10
	合計	224	224	223
自立生活援助	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	8	10	12
	合計	8	10	12

見込量確保方策の考え方

- 地域移行を進めるとともに、現在地域で暮らしている常時支援を要する障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、後述の「第3期障害者グループホーム整備方針」をもとに、重度障害のある人の利用拡大を図るとともに、市内のグループホームの整備を積極的に進めます。
- 豊中市障害者グループホーム事業者連絡会での活動を通じて、連携、支援力の強化を図ります。
- 医療的ケアの必要な重度障害のある人や強度行動障害のある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。



⑤ 相談支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害のある人	サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、児童福祉施設等に入所している障害のある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人	対象となる障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

第6期における実績

【計画相談支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	80	76	95.0%	82	76	92.7%	84	75	89.3%
知的障害者	人分	200	208	104.0%	210	216	102.9%	219	213	97.3%
精神障害者	人分	154	165	107.1%	157	176	112.1%	160	174	108.8%
障害児	人分	4	3	75.0%	4	2	50.0%	5	3	60.0%
合計	人分	438	452	103.2%	453	470	103.8%	468	465	99.4%

※障害児の数値には、障害児相談支援の件数は含まず。

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【地域移行支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障害者	人分	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
合計	人分	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【地域定着支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
身体障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障害者	人分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障害者	人分	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
合計	人分	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用者数【人分】 ・計画相談支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・地域移行支援と地域定着支援については、入所施設等から地域へ移行する人の数をふまえて設定しています。

第7期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		実利用者数(人分)	実利用者数(人分)	実利用者数(人分)
計画相談支援	身体	75	75	75
	知的	221	229	237
	精神	185	196	207
	障害児	4	5	6
	合計	485	505	525
地域移行支援	身体	1	1	1
	知的	1	1	1
	精神	2	2	2
	合計	4	4	4
地域定着支援	身体	1	1	1
	知的	1	1	1
	精神	1	1	1
	合計	3	3	3

見込量確保方策の考え方

- 相談支援事業連絡会での活動などを通じてネットワークの構築、相談支援専門員等のスキルアップを図ります。
- 計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組みを継続します。
- 精神科病院長期入院者や施設入所者について、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を活用した地域への移行及び定着を促進するため、制度の周知を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況などに応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができます。障害者総合支援法では、必須事業及び任意事業（市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業）の実施が認められています。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮などを図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めています。

- ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
- ② 相談支援事業
- ③ 成年後見制度利用支援事業
- ④ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業
- ⑥ 日常生活用具給付等事業
- ⑦ 移動支援事業
- ⑧ 地域活動支援センター事業
- ⑨ 障害児等療育支援事業
- ⑩ 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）
- ⑪ その他の事業

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業の内容

理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。障害別の接し方を解説したパンフレットや障害のある人に関するマークの紹介等、普及・啓発を目的とした広報活動に努めていきます。

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族などによる交流活動やボランティアなどの社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

第6期における実績

事業名等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有	実施有	実施有
自発的活動支援事業	実施有	実施有	実施有

第7期における見込

事業名等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有	実施有	実施有
自発的活動支援事業	実施有	実施有	実施有

事業実施の考え方

- 障害者週間等において市広報誌など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、豊中市障害者啓発活動委員会と共同で当事者の思いを伝える講演会やイベントを開催することにより、障害のある人に関する情報提供と理解促進に努めます。
- 出前講座などを活用し、障害者差別解消法について民間事業所などで説明を行い、障害のある人の権利とその擁護のための仕組みに対する理解を深めるよう努めます。

- 援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及に努めます。
- 障害福祉センターひまわりにおいて、周辺の学校や地域のボランティアと連携しながら、情報共有、啓発に努めます。
- 障害福祉センターひまわりにおいて、要約筆記講習会を実施し、要約筆記の体験を通じて、要約筆記の必要性や利用する難聴者や中途失聴者への理解を深めます。
- 障害福祉センターひまわりにおいて、障害者団体への社会参加・活動支援のための障害者福祉バス運行などを引き続き行います。



② 相談支援事業

事業の内容

障害のある人の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言、各種障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助、関係機関との連絡調整などを行います。

本市では、障害のある人や家族等の身近な総合相談窓口として市内を7つの生活圏域に分けて障害者相談支援センター「よっと」を各圏域に設置し、相談支援体制を構築しており、身近な地域での総合的な相談支援サービスの提供の充実を図ります。

《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたり、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、住宅情報の提供や入居できる住宅とのマッチングなどの支援を行い、地域生活を支援します。

第6期における実績

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
障害者相談支援事業	箇所	8	8	100.0%	8	7	87.5%	8	7	87.5%
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無		—

第7期における見込

事業名等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センター	実施有	実施有	実施有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有	実施有	実施有
障害者相談支援事業	7箇所	7箇所	7箇所
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施無	実施無	実施無

事業実施の考え方

- 豊中市障害者相談支援センター（よっと）を中心に、障害のある人の相談支援を引き続き行います。
- 専門的な相談を受けられることへのニーズが高まっていることから、市域の相談支援事業所への学識経験者のスーパーバイズや法律相談など、バックアップ機能の強化を行います。
- 「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」としては実施していませんが、豊中市居住支援協議会が、障害のある人などの住宅確保要配慮者を対象に民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて相談支援や居住支援サービスを実施しており、同協議会と連携し、引き続き住宅確保に配慮が必要な障害のある人のための支援を行います。

③ 成年後見制度利用支援事業

事業の内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障害または精神障害のある人が成年後見制度を利用できるよう、次の支援を行います。

- ・成年後見制度の利用開始を家庭裁判所に申し立てる親族がいない場合に、市長による申立てを行います。
- ・成年後見制度の利用開始の申立てに要する経費や成年後見人などの報酬の支払いが難しい人に対して、その費用の一部を補助します。

第6期における実績

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
成年後見制度 利用支援事業	人分	6	6	100.0%	8	17	212.5%	10	32	320%

※令和5年度(2023年度)は実績見込

※当該年度の市長申立て件数及び報酬助成件数を合算

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数【人分】 ・年間利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、支援制度拡大に伴い新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第7期における見込

事業名等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業	40人	40人	40人

見込量確保方策の考え方

- 成年後見制度の理解と活用を進めるための普及啓発や市民後見人の養成などを行うとともに、成年後見サポートセンターや、認知症高齢者等の成年後見利用支援所管課などとの連携を図りながら、障害のある人の権利擁護の充実に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し、利用促進を図ります。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人などの権利擁護を図るものです。

第6期における実績

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

見込量確保方策の考え方

- 地域生活支援事業としては実施していませんが、障害のある人及び高齢者の福祉の観点から、成年後見サポートセンターで行う法人後見支援事業に要する経費に対し、補助を行っています。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者の派遣や養成、専門性の高い意思疎通支援の盲ろう者通訳・介助員向け養成・派遣などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

第6期における実績

事業名等			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
			見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣 事業(*1)	件/年	430	452	105.1%	430	480	111.6%	430	442	102.8%
		時間/年	669	689	103.0%	669	601	89.8%	669	602	90.0%
	要約筆記者派遣 事業(*2)	件/年	20	3	15.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
		時間/年	57	8	14.0%	57	0	0.0%	57	0	0.0%
	手話通訳者設置 事業	人分	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
手話奉仕員養成研修事業		人分	43	26	60.5%	45	30	66.7%	45	36	80.0%
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の養成研 修事業	手話通訳者養成 研修事業※	登録試験 合格者数	20	6	30.0%	20	4	20.0%	20	未	%
		実養成講習 修了者数	15	35	233.3%	15	39	260.0%	15	未	%
	要約筆記者養成 研修事業※	登録試験 合格者数	5	6	120.0%	5	14	280.0%	5	未	%
		実養成講習 修了者数	10	20	200.0%	10	22	220.0%	10	未	%
	盲ろう者向け通 訳・介助員養成研 修事業※	登録者数、 実養成講習 修了者数	30	27	90.0%	30	14	46.7%	30	未	%
	失語症者向け意思 疎通支援者養成研 修事業※	登録者数	10	11	110.0%	10	14	140.0%	10	未	%
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の派遣事 業	手話通訳者派遣 事業	件/年	(*1) にこれらの数値も含めて記載								
		時間/年									
	要約筆記者派遣 事業	件/年	(*2) にこれらの数値も含めて記載								
		時間/年									
	盲ろう者向け通 訳・介助員派遣事 業※	件/年	13,525	10,257	75.8%	13,525	10,826	80.0%	13,525	未	%
		時間/年	54,100	41,028	75.8%	54,100	43,304	80.0%	54,100	未	%
失語症者向け意思 疎通支援者派遣事 業	件/年	—	—	—	—	—	—	—	未	%	
	時間/年	—	—	—	—	—	—	—	未	%	

※大阪府との共同実施で府全体での数値のため本市の見込値及び実績値は内数。令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月利用実績の月平均×12か月)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
意思疎通支援事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用件数【件】 ・年間利用時間数【時間】 ・年間利用件数及び年間利用時間数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
意思疎通支援事業 ・手話通訳者設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間設置者数【人分】
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間養成講習修了者数【人分】 ・年間養成講習修了者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、「豊中市手話言語アクションプラン」の目標値を達成するため補正を行っています。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の指定都市及び中核市で共同実施しているため、見込量については大阪府から提供された数値をもとに算出します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・今後利用が見込まれる件数及び時間数を加味して算出しています。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府がこれまでの実績等を勘案して算出します。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業 (*1)	件/年	490	500	510
		時間/年	686	700	714
	要約筆記者派遣事業 (*2)	件/年	10	10	10
		時間/年	27	27	27
	手話通訳者設置事業	人分/年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習 修了者数	40	40	40
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の養成研 修事業	手話通訳者養成研修 事業(※)	登録試験 合格者数	20人	20人	20人
		実養成講習 修了者数	40人	40人	40人
	要約筆記者養成研修 事業(※)	登録試験 合格者数	10人	10人	10人
		実養成講習 修了者数	20人	20人	20人
	盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業(※)	登録者数	30人	30人	30人
	失語症者向け意思疎通支 援者養成研修事業(※)	登録者数	5人	5人	5人
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の派遣事 業	手話通訳者派遣事業	件/年	(*1) にこれらの数値も含めて記載		
		時間/年	(*1) にこれらの数値も含めて記載		
	要約筆記者派遣事業	件/年	(*2) にこれらの数値も含めて記載		
		時間/年	(*2) にこれらの数値も含めて記載		
	盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業(※)	件/年	10,825件	10,825件	10,825件
失語症者向け意思疎通支 援者派遣事業(※)	件/年	2件	2件	2件	

※大阪府全体での数値。

見込量確保方策の考え方

- 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、手話及び要約筆記に従事できる人材の確保に引き続き努めます。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大阪府等と連携して実施します。
- 「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、手話言語の理解及び普及に向けた取組みを行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

事業の内容

在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。

日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

第6期における実績

事業名等	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)			
	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績見込値	実績/見込	
介護・訓練支援用具	件	25	23	92.0%	25	18	72.0%	25	14	56.0%
自立生活支援用具	件	85	71	83.5%	85	77	90.6%	85	50	58.8%
在宅療養等支援用具	件	70	64	91.4%	70	84	120.0%	70	62	88.6%
情報・意思疎通支援用具	件	87	59	67.8%	87	61	70.1%	87	64	73.6%
排泄管理支援用具	件	9,400	13,616	144.9%	9,400	8,724	92.8%	9,400	7,920	84.3%
居宅生活動作補助用具	件	4	3	75.0%	4	1	25.0%	4	4	100%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の種類ごとの給付等件数【件】 ・年間給付等件数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、設定しています。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件	20	20	20
自立生活支援用具	件	80	80	80
在宅療養等支援用具	件	75	75	75
情報・意思疎通支援用具	件	70	70	70
排泄管理支援用具	件	9,500	9,500	9,500
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

見込量確保方策の考え方

- 利用者のニーズや最新の日常生活用具の情報を把握し、本市で日常生活用具として種目追加したものについては市広報誌や市ホームページを通じて情報提供を行います。

⑦ 移動支援事業

事業の内容

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。また、令和4年度(2022年度)から保護者の体調や就労などの理由により、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行う通学支援サービスを行っています。

第6期における実績

【移動支援事業（利用者数）の年間見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績/見込値	実績/見込
身体障害者	人分	219	161	73.5%	220	161	73.2%	221	211	95.5%
	時間分	42,949	34,316	79.9%	43,145	36,271	84.1%	43,341	38,796	89.5%
知的障害者	人分	611	477	78.1%	633	511	80.7%	656	641	97.7%
	時間分	143,684	110,244	76.7%	148,858	120,241	80.8%	154,267	132,402	85.8%
精神障害者	人分	255	235	92.2%	268	253	94.4%	281	366	130.2%
	時間分	42,553	44,784	105.2%	44,723	49,159	109.9%	46,892	50,902	108.6%
障害児	人分	81	75	92.6%	79	74	93.7%	77	120	155.8%
	時間分	14,827	12,521	84.4%	14,461	12,229	84.6%	14,095	12,660	89.8%
合 計	人分	1,166	948	81.3%	1,200	999	83.3%	1,235	1,338	108.3%
	時間分	244,013	201,865	82.7%	251,187	217,900	86.7%	258,595	234,760	90.8%
再掲 通学支援サービス	人分		-			62			79	
	時間分		-			3,998			5,705	

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月）

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数【人分】 ・年間延べ利用時間数【時間分】 = [年間利用者数の見込] × [1人あたりの年間利用時間数] ・年間利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・年間延べ利用時間数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、1人あたり年間利用時間数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。

第7期における年間見込

事業名等	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		実利用者数 (人分)	延べ利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	延べ利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	延べ利用時間 (時間分)
移動支援	身体障害者	234	37,870	234	37,870	234	37,870
	知的障害者	679	128,997	697	132,417	715	135,837
	精神障害者	440	58,400	471	62,515	502	66,630
	障害児	138	14,953	148	16,036	158	17,120
	合計	1,491	240,220	1,550	248,838	1,609	257,457
	再掲 通学支援サービス	85	6,375	90	6,750	95	7,125

見込量確保方策の考え方

○豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会などでの勉強会や、民間の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、従事者の数と質の向上に努めます。

⑧ 地域活動支援センター事業

事業の内容

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

第6期における実績

【地域活動支援センター事業の年間見込量と実績】

事業名など		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人分	372	320	86.0%	381	350	91.9%	390	350	89.7%

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所数【箇所】 ・年間利用者数【人分】 ・年間利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2
	人分	350	350	350

見込量確保方策の考え方

- 地域活動支援センターを重層的支援体制の一つに位置づけ、「一人でいても安心してくつろげる居場所」としてさらなる周知を図ります。

⑨ 障害児等療育支援事業

事業の内容

在宅の発達に課題や障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談などが受けられる療育機能の充実により、福祉の向上を図ります。

第6期における実績

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1

見込量確保方策の考え方

- 児童発達支援センターを中心に実施し、関係機関と連携しながら、事業の充実に努めていきます。
- 専門職による相談や訪問による療育指導や保育所、学校、通所する民間事業所などへの後方支援を行う体制の整備を進めます。

⑩ 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

《地域生活支援広域調整会議等事業》

事業の内容

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域において広域的な調整のもと連携できる体制を構築するものです。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	—	—	—

見込量確保方策の考え方

- 「広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）」としては未実施ですが、保健、医療、福祉関係者による協議の場での議論を通じて、啓発、必要な社会資源の開発、ピアサポートの活用など、具体的な課題を設定し、地域移行、地域定着を推進する取組みを行います。

⑪ その他の事業

《入浴サービス事業》

事業の内容

在宅で生活している重度の身体障害のある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもっても入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。

なお、「施設入浴サービス」は地域生活支援事業に該当しませんが、施策管理上掲載します。

第6期における実績

【入浴サービス事業の年間見込量と実績】

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
訪問入浴サービス	人分	1,497	1,334	89.1%	1,549	1,359	87.7%	1,603	1,402	87.5%
施設入浴サービス	人分	600	571	95.2%	600	602	100.3%	600	674	112.3%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
入浴サービス事業 ・訪問入浴サービス ・施設入浴サービス	年間利用者数【人分】 ・年間利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス	人分	1,428	1,454	1,480
施設入浴サービス	人分	705	736	767

見込量確保方策の考え方

- 入浴サービスが必要な利用者の状況などを勘案しながら、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。



《日中一時支援事業》

事業の内容

障害のある中学生・高校生の放課後における活動の場、障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息などのために、市内の障害者支援施設等で、日中における見守りや社会に適応するための日常的な訓練など必要な支援を行います。

第6期における実績

【日中一時支援事業の年間見込量と実績】

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
日中一時支援事業	人分	3,398	2,757	81.1%	3,398	2,682	78.9%	3,398	2,854	84.0%

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数【人分】 ・年間利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援事業	人分	2,902	2,951	2,999

見込量確保方策の考え方

○今後の利用希望者の動向をふまえ、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。

《社会参加事業》

事業の内容

障害のある人の社会参加を促進することを目的に、以下の事業について実施します。

- 各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）の開催
- 点字・声の広報などの発行、各種奉仕員養成講座の実施

第6期における実績

【社会参加事業の年間見込量と実績】

事業名等		令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
		見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込	見込量	実績値	実績/見込
各種講座	人分	3,453	1,647	47.7%	3,453	2,309	66.9%	3,453	2,564	74.3%

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月の実績+10月以降の見込）

第7期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
各種講座	・年間講座受講見込者数【人分】

第7期における年間見込

事業名等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
各種講座	人分	2,700	2,800	2,800

見込量確保方策の考え方

- 各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）について、委託事業者と連携しながら、障害のある人の教養の向上や様々な交流を促進し、日常生活の充実や社会参加の促進を図ります。また、アンケートなどを実施し、ニーズの把握に努め、柔軟な取組みや対応を検討するとともに、若年層が参加できる時間帯やeスポーツなど講座内容の検討を行い、新規利用者の増加を図ります。

2 第3期豊中市障害者グループホーム整備方針

(1) 障害者グループホームに関する現状と課題

① 本市における取組状況

障害のある人の地域生活を支えるグループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進するために整備が進められてきました。

本市においてもこれまで2期にわたり「障害者グループホーム整備方針」をとりまとめ、「第6期豊中市障害福祉計画」期間中の整備目標（定員、指定ベース）を75床（各年度25床）と定め、これを実現するための整備促進策として「豊中市障害者グループホーム開設事業費補助制度」による開設補助を実施しています。

その結果、グループホームの整備目標75床に対し、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)にかけての整備実績は179床と床数は目標を達成していますが、重度障害のある人に対応したグループホームの開設は、スプリンクラーありが13床と限定的となっています。

② グループホームの開設動向

株式会社などが新規でグループホームを開設する事業所も多くみられ、その傾向は今後も続くと見込まれます。しかし、新規参入の事業者は、軽度障害のある人を対象に開設する事業者が多く、設備面を理由に重度障害のある人の受入れが制限されている状況にあります。

また、入居者の高齢化に伴う障害支援区分の重度化により、対応困難を理由として転所や退所を余儀なくされている状況も見受けられます。

③ 国における方向性

障害のある人の重度化・高齢化が進む中で、グループホームにおける重度障害のある人の受入体制の整備は全国的な課題となっており、国は日中サービス支援型グループホームの創設や重度障害者支援加算の拡充等を図っているところです。

障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、国は施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域生活への移行に向けた取組みを一層推進することとしており、その一環として重度障害のある人のグループホームへの受入れを拡大するとともに、一人暮らし等に向けた希望を持つグループホーム利用者に対する一人暮らしに向けた支援や、グループホームから退居した後の相談支援を事業内容に含むことを法的に位置づけました。

また、令和5年(2023年)12月に示された「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」では、支援の実態に応じた報酬の見直しを行うとともに、グループホームにおける支援の質の確保に向け、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者・従業者等に対する資格要件や研修の導入について検討を進めるほか、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、総量規制のあり方も含めて事業所指定のあり方について引き続き検討することとしています。

④ 今後の課題

以上のような状況をふまえ、「親なき後」「地域移行」の選択肢としてのグループホームの整備、なかでも障害のある人の重度化・高齢化への対応をより図っていく必要があります。

(2) 第3期における整備方針

① 基本的な考え方

障害者グループホームのうち、軽度障害のある人を対象とするものについては、近年の動向を見る限り、今後も整備が進んでいくものと思われます。

一方で、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」によりグループホームの開設に要する費用の補助が実施されていますが、重度障害のある人を中心に受入れすることを想定したグループホームとしては補助金額が十分なものとは言えず、事業者の自己負担が多額に発生することや、手続きが煩雑かつ時間を要するため、補助金を活用した整備に至らないという現状もあります。

このため、本市として、グループホームの建設や重度化対応の基準を増額するなど、地域移行を促進するための補助事業となるよう、制度の見直し及び予算上の措置を講ずるよう、令和5年(2023年)8月に要望を行ったところです。

② 整備方針

今後の障害者グループホームの整備にあたっては、以上のような状況をふまえ、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」の将来像である「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせること」の実現に向けて、

- ① 既存の障害者グループホームにおける重度障害のある人の受入れを促進する
- ② 強度行動障害など障害特性に応じた重度障害のある人の受入れを可能とする
- ③ 障害者の高齢化など入居後の障害者の変化への対応を可能とする
- ④ 施設入所者の地域生活への移行、また施設入所待機者が地域生活を続けることができるよう、地域全体を受け皿とする取組みを進める

の4つの目的のもとに、現在実施している整備費補助事業と合わせて、重度障害のある人の受入れが可能なグループホームの整備促進を図るための補助事業を新たに創設します。

具体的には、スプリンクラー設備を備え、消防法の制限を受けることなく障害支援区分4以上の重度障害のある人を受け入れることができるグループホームを中心に引き続き整備を促進するとともに、既存の障害者グループホーム事業者が重度障害のある人を受け入れるために必要な工事を行う場合についても新たに事業の対象とし、工事費等の費用を補助することとします。

○整備目標（定員、指定ベース）

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
整備	既存住宅活用型	15床	15床	15床	45床
	新規整備型	10床	10床	10床	30床
	重度化対応改修	10床	10床	10床	30床
合 計		35床	35床	35床	105床

【再掲】第7期豊中市障害福祉計画における必要見込量（月平均実利用者）

（単位：人分）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身 体	54	55	56
知 的	309	323	337
精 神	129	141	153
合 計	492	519	546



第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

1 障害児通所支援等の見込量

現在、障害児通所支援については、児童福祉法を根拠法としてサービスの提供を行っています。本章では、障害児福祉サービス提供の見込量を示すとともに、計画期間における本市の障害児支援施策の方向性及び子育て支援施策の推進体制をまとめています。

児童発達支援センターでは、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制を整えるため、地域子育て支援センター等において、発達支援親子教室を実施します。また、児童発達支援センターの専門職（作業療法士や言語聴覚士等）が訪問することで、地域の身近な場所で、保護者が気軽に子どもの発達に関する相談支援を受けることができる環境を整えます。

高年齢児に対する支援としては、義務教育修了後の発達障害児を対象とした事業を新設するなど、成人移行に向けた支援の充実を図ります。

また、就学前施設や学校等で発達支援・障害児支援に関わる支援者が、自らの専門性を高めることにより、子どもの育ちを支える日々の現場における支援の質を高めることを目的とし、定期的に研修を開催します。障害児通所支援事業所に対しては、巡回訪問や障害児通所支援事業者連絡会の側面的支援を通じ、支援の質の向上を図る取組みを実施します。

障害児通所支援事業所等に対する支援としては、業務効率化や職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な支援を提供できる環境整備に向け、ICT導入にかかる経費を補助する事業を実施するなど、国の補助事業を活用しながら、取組みを進めます。

医療的ケア児等への支援については、医療的ケア児支援連絡会議を通じ、医療的ケア児等の実態及びニーズを把握するとともに、医療的ケア児等とその家族の負担軽減、レスパイト等地域生活支援の向上を図る方策について検討を行います。

障害児入所支援については、大阪府を実施主体の基本とするものですが、令和7年度(2025年度)に本市が児童相談所を開設することに伴い、障害児入所施設に入所している児童への支援や、18歳以降の成人移行支援を担う主体となります。大阪府や入所施設等と協議の場を設定し、緊密に連携を図りつつ、児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うことができる体制を整えていきます。

(1) 障害児支援サービス

第3期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
児童発達支援 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用児童数【人/月】 ・月平均あたりの利用日数総数【人日/月】 = 「月間の利用人員」 × 「1人あたりの月平均利用日数」 ・令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績値をもとに利用児童数の伸びを算出するとともに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して利用児童数を算出しています。これに同期間の1人あたり利用日数を乗じて見込量を算出しています。
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用児童数【人/月】 ・月平均あたりの訪問回数【回/月】 = 「月間の利用人員」 × 「1人あたりの月平均訪問回数」 ・令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績値をもとに利用児童数の伸びを算出するとともに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して利用児童数を算出しています。これに同期間の1人あたり訪問回数の最大値を乗じて見込量を算出しています。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均利用児童数【人/月】 ・令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績値をもとに利用児童数の伸びを算出するとともに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して利用児童数を算出しています。

※令和5年度(2023年度)までの見込量は実利用者数を記載しています。

① 児童発達支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障害児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。
	就学前の肢体不自由の障害児	児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療（リハビリテーション）を行います。

第2期における実績

【児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	646	859	719	963	791	1,037
月平均利用日数 総数	人日/月	4,296	4,912	4,781	5,250	5,260	5,705

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【医療型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	5	6	5	6	5	6
月平均利用日数 総数	人日/月	43	52	43	42	43	40

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

第3期における月あたりの見込

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均利用児童数	人/月	1,147	1,261	1,386
月平均利用日数 総数	人日/月	6,206	6,699	7,232

見込量確保方策の考え方

- 令和5年度（2023年度）に開設した「はぐくみセンター（国制度におけるこども家庭センター）」において、児童福祉、母子保健、教育部門を含めた分野横断的な相談支援体制を構築しています。障害児支援の分野では、保健センターにおける乳幼児健診などで発達に課題がみられた場合に児童発達支援センターでの相談に繋ぐなど、適宜連携を図りながら支援を行います。
- 児童発達支援センターにおいては、保護者の「子どもを理解し支える力」を向上させる取組みとしての親子通所や、個別療育、単独通所において、民間活力導入により特色ある事業を展開します。
- 就園後の児童においては、地域社会への参加・インクルージョンを推進する観点から、利用方法や利用回数の調整が必要です。
- 子どもの育ちや障害特性、保護者ニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。
- 医療型児童発達支援については、法改正により福祉型と一元化されることとなりました。



② 放課後等デイサービス

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
放課後等デイサービス	就学している障害児	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第2期における実績

【放課後等デイサービスの月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	972	1,672	1,086	1,868	1,199	2,192
月平均利用日数 総数	人日/月	11,165	11,203	12,474	13,262	13,772	14,385

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第3期における月あたりの見込

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均利用児童数	人/月	2,511	2,875	3,293
月平均利用日数 総数	人日/月	16,316	18,506	20,990

見込量確保方策の考え方

- 市内における事業所数が増加しており、市外事業所の利用も含めた利用日数の増加が今後とも見込まれます。
- 各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取組みとして事業所を対象とした研修会を今後も開催します。また、事業所の安全管理体制などを確認するとともに、助言などを行うための巡回訪問を継続して行います。
- 小学校高学年や中高生については、進学や就労などを見据えてライフスキルやソーシャルスキルの向上をめざし、関係機関との連携を促しながら重層的な支援を行うための体制づくりを進めます。

③ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力向上のために必要な支援、その他必要な支援を行います。

第2期における実績

【居宅訪問型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	2	1	2	0	2	0
月平均訪問回数	回/月	12	6	12	1	12	0

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第3期における月あたりの見込

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均利用児童数	人/月	1	2	2
月平均訪問回数	回/月	6	12	12

見込量確保方策の考え方

- 対象となる児童の多くは、早期における訪問看護、訪問リハビリなどの医療的な支援が中心で、家庭での健康管理が安定するまでは、居宅訪問型児童発達支援の利用は少ないと考えられます。
- 外出が著しく困難な重度障害児などの発達支援の機会の確保につながる事業であり、利用に係る周知と必要なサービス量の確保に努めます。

④ 保育所等訪問支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

第2期における実績

【保育所等訪問支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	20	16	26	41	31	60
月平均訪問回数	回/月	28	21	39	69	49	104

※令和5年度(2023年度)は実績見込(令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

第3期における月あたりの見込

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均利用児童数	人/月	88	128	188
月平均訪問回数	回/月	157	236	356

見込量確保方策の考え方

- 児童発達支援センターで実施している「在宅障害児等訪問支援事業」の施設職員への専門的助言により、子どもの所属施設における集団生活へ適応するための取組みが進んでいます。
- 障害児通所支援事業所等と保育所等が連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

⑤ 障害児相談支援

サービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障害児	障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、総合的な援助の方針等を定める障害児支援利用計画案を作成します。通所支援の給付決定後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行い、一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行います。

第2期における実績

【障害児相談支援の月あたり見込量と実績】

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
月平均利用児童数	人/月	90	83	100	93	110	91

※令和5年度(2023年度)は実績見込（令和5年(2023年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

第3期における月あたりの見込

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
月平均利用児童数	人/月	96	100	105

見込量確保方策の考え方

○子どもの障害特性や保護者ニーズが多様化する中、通所支援事業所等の社会資源の情報を把握し、適切なサービス提供をしていくため、公民の障害児相談支援事業所が連携し、相談支援体制の質の向上に努めます。

2 主な子育て支援サービス

本計画は、豊中市子ども健やか育み条例第15条並びに子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定された『第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」』と整合を図り、子育て・子育て支援に関する各種施策と連動し、効果的に障害児支援施策を推進します。

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の施策体系

基本理念	すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか
施策の柱1	子育て支援
	1-1 保育及び教育環境の充実 就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など
	1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
	1-3 子どもの居場所づくり 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
	1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など
施策の柱2	子育て支援
	2-1 地域の子育て環境の整備 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など
	2-2 子育てに必要な情報提供等 利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など
	2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など
	2-4 子育てと仕事の両立の推進 多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランスの推進など
施策の柱3	安心・安全なまちづくり
	3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 子育て・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など
	3-2 子どもの安全確保 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など
重点施策	1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～ 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～ 3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

本計画に関連する施策分野は障害福祉、子育て・子育て支援のみならず、保健・医療、教育、就労、生活支援など、非常に多岐にわたっています。庁内関係課による情報共有や意見交換に努めるなど、各分野間における連携・調整の強化に取り組み、「豊中市障害者施策推進連絡会議」を中心とした全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

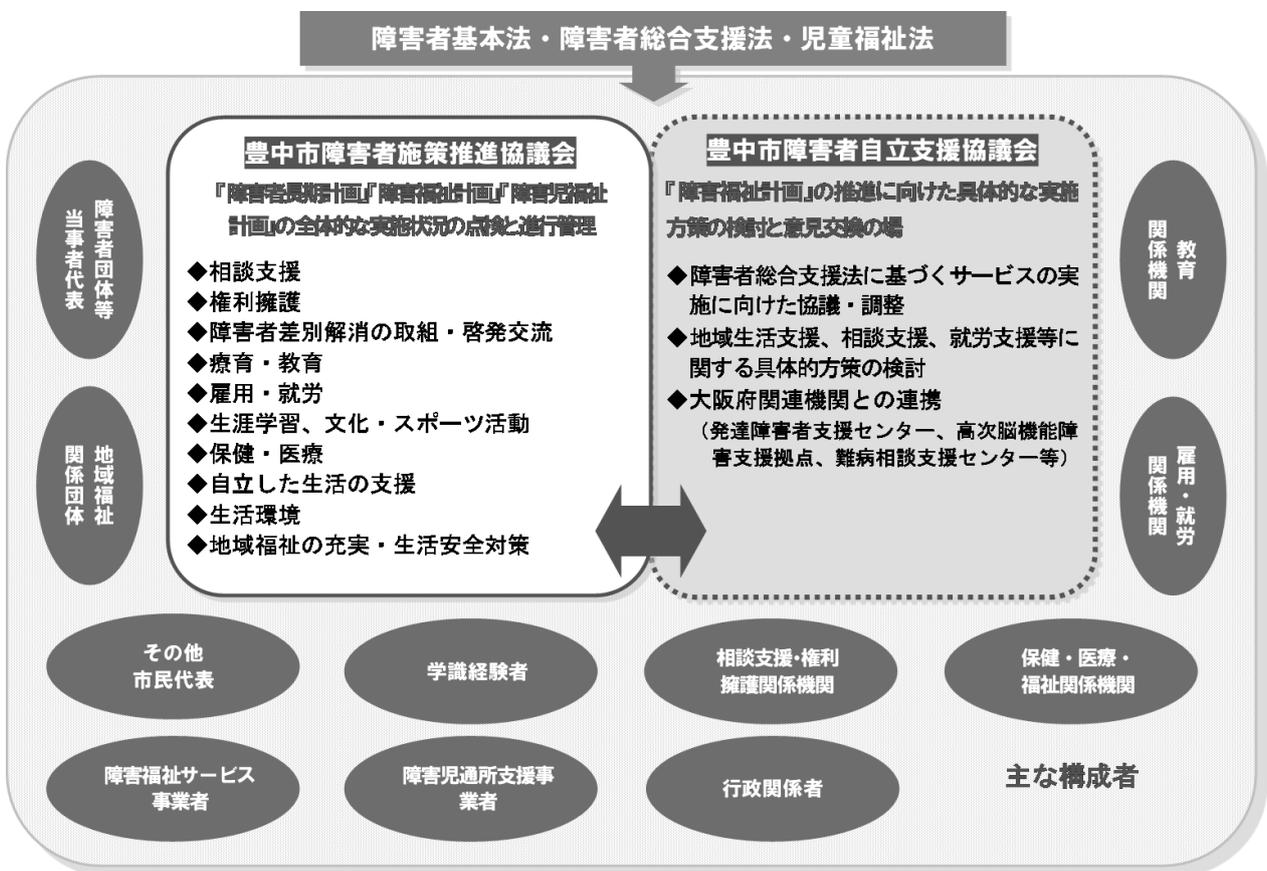
また、本市では、支援を必要とする人を取り巻く環境が複雑化していることから、複合した支援ニーズに対する包括的な支援を行うため、多機関協働事業を中心とする重層的な支援体制の充実をめざしています。本計画の推進においても、庁内のみならず国や大阪府、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス等事業者、企業・事業者などの役割を明確にしながら、豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針に基づく取組みを積極的に進めることも含めて相互の連携強化に取り組み、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

様々な主体と連携した計画の推進に向けて、市民、各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者などによって構成される「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、「こども審議会」においても意見を求め、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「改善 (Act)」というP D C Aサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針などを担当課にて整理し、その結果を「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において点検・評価を行い、施策・事業の一層の推進や計画内容の見直し、次期計画の策定などに適宜反映していきます。



2 計画の推進に関連する事業

大阪府の基本的な考え方「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「豊中市第六次障害者長期計画」に定めている内容も含め掲載します。

(1) 障害者などに対する虐待の防止

障害のある人への虐待防止や権利擁護のため、拠点である障害者虐待防止センターにおいて、365日24時間体制で相談・通報・届出の受付を行います。地域の関係機関等と協力体制を構築し、障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行います。あわせて、虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修を実施します。

死亡事案等の重篤事案はこれまでにありませんが、万一発生した場合には、発生要因の分析・対応経過の検証を行います。また、相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断を行います。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に規定された虐待防止ネットワークを活用し、虐待の増減・発生要因の分析等を行い、特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組みの検証を実施します。

(2) 意思決定支援の促進

サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障害のある人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

自ら意思を決定することが困難な障害のある人が、本人の自己決定に基づく、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービス事業者に対する『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』の普及・啓発に努めます。

障害者自立支援協議会の部会において、相談支援専門員の人権意識向上と意思決定支援への取組みについて検討を進めます。

また、大阪府等による相談支援専門員や主任相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成、相談支援専門員、サービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等への参加を促進します。

(3) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

令和3年(2021年)3月に策定した「豊中市文化芸術推進基本計画」に基づき、障害のある人が文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、障害のある人や障害者関係団体の文化芸術活動を促進していきます。

文化芸術センターをはじめとした市内の文化施設において、市民が障害の有無に関わらず文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できるよう、また、安全・快適に文化芸術活動を行えるよう、計画的な施設改修を行うなど環境整備に取り組んでいきます。

市民ホールの公演において、障害のある人や子どもなどの料金を低く設定し、多くの人が等しく文化芸術に触れることのできる環境を整えていきます。また、アーティストや大学、事業者等と連携し、障害のある人をはじめ、乳幼児やその保護者、高齢者などを対象にワークショップなど文化芸術に触れる機会を提供します。

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、広報とよなか、パンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。また、災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

障害のある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者など意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関して着実に取組みを進めるとともに、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別に関する相談等について関係機関と情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを進めます。

障害者差別解消法の改正により民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受けて、広く啓発に努めるとともに、事業者による取組みを促進します。

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領』をもとに、職員研修を実施していき、市職員が適切に対応できるよう、障害者差別への感度や相談対応力をさらに高めるよう取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実

災害時における障害福祉サービス利用者に対する支援を円滑に実施するため、令和2年度(2020年度)に締結した協定に基づき、避難支援の仕組みづくりや災害時における利用者の安否確認情報等の共有等、豊中市障害福祉サービス事業者連絡会との連携強化に取り組めます。

また、障害福祉サービス事業所等を利用する障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備や、権利擁護の視点も含めた職員への研修の充実、職場環境の改善などについて関係機関とともに取り組めます。

(7) ユニバーサルデザインの推進

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという意思が実現できる地域づくり、まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関、公園などの計画的な整備、福祉のまちづくりの普及・促進を図り、バリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を推進します。



參考資料



1 策定体制

(1) 豊中市障害者施策推進協議会

① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 元教授	会長
	河本 良昭	豊中商工会議所 副会頭	
	浦 耕太郎	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会 副議長	
	澤 滋	豊中精神保健福祉協議会 会長	
	飯尾 雅彦	豊中市医師会 会長	
	星名 拓治	豊中市歯科医師会 専務理事	
	六車 浩司	豊中市薬剤師会 理事	
	北野 誠一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所 所長	
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	池田 浩三	豊中市身体障害者福祉会 会長	
	井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議 事務局員	
	岡田 淳	豊中精神障害者当事者会HOTTO 代表	
	三宮 啓司	障害児者を守る豊中連絡協議会	
	荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一歩の会）	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会 代表	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会 会長	副会長
	長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会 会長	
市民	上田 哲郎	豊中市障害者自立支援協議会 会長	
	堀之内 聡	公募委員	
行政	有田 典代	公募委員	
	根本 茂	池田公共職業安定所 所長	

(令和6年(2024年)1月現在)

② 豊中市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成14年4月1日条例第13号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

③ 豊中市障害者施策推進協議会規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例(昭和47年豊中市条例第36号)第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

附 則 (昭和51年5月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年5月2日規則第19号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年5月1日規則第21号抄)

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則 (平成6年5月30日規則第21号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則 (平成15年4月1日規則第11号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月15日規則第4号抄)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日規則第126号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第20号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第33号抄)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 豊中市障害者自立支援協議会

○ 豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関する事。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関する事。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関する事。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関する事。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関する事。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議（以下、「専門部会等」という。）は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年11月26日から実施する。

この要綱は、平成28年7月26日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表1（豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿）の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表3に定める専門部会長、各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員（障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健）

参考資料

別表2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表3に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

地域課題検討部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域包括ケアシステム推進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

2 計画の策定経過

年	月日	策定経過
令和4年 (2022年)	6月28日	豊中市障害者施策推進協議会（令和4年度(2022年度)第1回） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について（諮問） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に向けた市民意識調査について
	8月	計画策定のための市民意識調査の実施 ・調査対象 4,729件、有効回答数 2,364件
	12月15日	豊中市障害者施策推進協議会（令和4年度(2022年度)第2回） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に向けた市民意識調査結果の中間報告について
令和5年 (2023年)	3月16日	豊中市障害者施策推進協議会（令和4年度(2022年度)第3回） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に向けた市民意識調査報告書について
	7月5日	豊中市障害者施策推進協議会（令和5年度(2023年度)第1回） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について
	9月1日	豊中市障害者施策推進協議会（令和5年度(2023年度)第2回） ・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について
	11月27日	豊中市障害者施策推進協議会（令和5年度(2023年度)第3回） ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る素案について
	12月26日	豊中市障害者施策推進協議会（令和5年度(2023年度)第4回） ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について
令和6年 (2024年)	1月12日	豊中市障害者施策推進協議会から計画（素案）の答申
	1月31日 ～ 2月20日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	2月	パブリックコメントの実施結果・大阪府との事前協議を受けた最終調整
	3月	『第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画』策定

第7期豊中市障害福祉計画 第3期豊中市障害児福祉計画

令和6年（2024年）3月

<編集・発行>

豊中市 福祉部 障害福祉課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-3354（直通）

ファックス：06-6858-1122

豊中市 こども未来部 おやこ保健課

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号

電話：06-6858-2285（直通）

ファックス：06-6846-6080
